はじめに

2014 年次は、子どもの権利条約を日本が批准して 20 年という節目の年でした。20 年というと、誕生した子どもがちょうど成人するだけの年月です。では、この 20 年で子どもをめぐる状況はどこまで改善したでしょうか。子どもの権利条約が画期的なのは、単に子どもを大事に守りましょう、保護をしましょうということではなくて、なにより「子どもが主体として生きる」ことを前面に打ち出したことだと言われます。いまふうに言えば、子どもをエンパワーするということでしょうか。

「エンパワーメント」は、もともとはラテンアメリカの先住民運動からはじまった考え方で、自らの持っている潜在能力（capacity）を発揮する機会を奪われた人々に対して、その力（power）を発揮して立ち上がる過程を支援することだと言われています。ただ、ここでの「潜在能力」という言葉は誤解を招きやすいもので、教育の世界ではとかく「これから伸びていく可能性」と思われがちで、そのためにすぐに「それを伸ばしましょう」という話になってしまうのですが、ほんらいは「もともと持っているはずだけれども、いま発揮しきれていない力」のことです。先住民運動も、後からやってきた新入者（同時に侵入者でもあったのですが）にならって、自ら力を伸ばし、いわゆる「文明人」になりましょうということではなくて、自分たちの文化を守りながら、自分たちが持っているはずの力を十分に発揮して、独自の生きるかたちを実現していこうという運動でした。

ですから、子どもをエンパワーするというのも、子どもを激励して能力を高め、将来に向けて頑張らせようということではなくて、子どもがほんらい持っているはずの「いまの力」を使って、「子どものいま」をしっかり生きられるように支えようということだと思うのです。そういう意味で子どもを励ますこと、それがエンパワーです。でも、いまはこれが非常にむずかしい時代です。

＊　　＊　　＊

人を励ます言葉というと、すぐに思い浮かぶのは「がんばろう」です。でも、この言葉はなかなか微妙です。

小学校の体育の時間、鉄棒で逆上がりができない子がいて、「クラスではもうこの子ひとり」となり、クラスのみんなが鉄棒の前でその子を囲んで、「がんばろう」と激励する、そんな場面に出会うことがあります。そのとき、その子がもうあとちょっとという状態で、自分でも意欲に燃えているのなら、激励は嬉しいし、励みになるかもしれません。けれど、まだまだできそうになくて、自信なく呆然と突っ立っているとすれば、激励はむしろつらい。私なら、穴があったら入りたい気分になる。考えただけでもゾッとします。

そのつらさ、はずかしさは、その立場になってみれば誰もが分かることですが、あんがい人はそのことに鈍感で、簡単に「がんばれ」とか「がんばろう」と言ってしまいます。たとえ善意によるものであっても、相手の生きている脈絡が見えていなければ、激励は人を傷つけます。「あなたのためになることなのだから」なんて思って激励

したりするのですが、そう思うのは激励しているつもりのこちら側のことで、当の相手とは思いがずれていることがしばしばです。

人間はどこまで行っても自己中心的で、自分の立場からしか物事が見えないもの。そんなとき善意ほどたちの悪いものはありません。強気な子どもなら「勝手に激励せんといて」と言えるかもしれませんが、たいていは周囲の熱心な激励でかえってめげてしまいます。

「がんばれ」や「がんばろう」がほんとうの励ましになるのは、たがいにその脈絡を共有しているときだけです。あと一息で山頂にたどりつく手前で座り込んだ仲間に、自分も座り込みたい気持ちのなかで「がんばろう」と言う。そこではたがいが同じ立場で脈絡を共有していますから、「励まし」が生きますし、声をかけられた方も「励み」になります。だけど、親や先生が子どもを励ますとなると、これがむずかしい。おとなと子どもでは力が違いすぎますし、立場も違います。そもそも生きている脈絡も大きく食い違っています。「相手の気持ちになって」なんて言いますが、じつはそれが一番むずかしいのです。

小さい頃はまだしも、学校年代になれば、いまは親子でもたがいの生活の脈絡が重なり合う機会が少なくて、相手の気持ちの流れがなかなか読めません。そうだとすれば、親もあまり無理をせず、子どもは子どもで、もう親には読みきれない独自の生活の脈絡を生きはじめたのだと思って諦める。そのうえで「がんばってるよね」と言う方が、こちらも楽だし、子どもも楽。気楽なようですが、そのほうが「励み」にもなります。むしろ困るのは、切羽詰まった脅迫的な「がんばれ」です。これはこわい。

私自身の子ども時代は、子どもが小学生になると、親子が田畑で一緒に働くのが当たり前で、毎日のように仕事がありました。その意味で生活の脈絡を共有していたのですが、それでも親から「がんばろう」なんて言われることはありませんでした。むしろ「あそこまでやったら一服しようか」ということで、なんとかそこまでがんばる。そして終われば「ようやったな。助かったわ」という声掛けで、十分に報われた気になるし、それが次の仕事への「励み」にもなる。そういうものだったように思います。生活を共同している者どうしだと、こういうことがごく自然に成り立ちます。「がんばろう」と言わずに一緒にがんばれるような関係をどう作れるかが、いまは大きな課題かもしれません。

自分から離れた別の脈絡で、子どもたちががんばって、がんばって、でもうまくいかないことがある。そんなとき「がんばってもできないことはある」と思い直して、「まあゆっくりしようか」と言えるかどうか。これもけっこう大事な気がします。それに「できないからって、命まで取られることはないのだから…」と声をかけるのもあり。妙な慰め方ですが、それで子どもが「そうだよね」と納得して、ホッとしてくれれば、それはそれでよし。「励み」というのは、そうした開き直った安心のうえで動き出すものかもしれません。力を抜いて、まずはいまを生きること。それがエンパワーの源。

ということで、子どもの権利条約批准から 21 年目、ちょっと力を抜いて、エンパワーに励むことにしたいものです。

2015（平成 27）年 3 月

川西市子どもの人権オンブズパーソン
代表オンブズパーソン　**浜田　寿美男**

目 次

はじめに　　代表オンブズパーソン　浜田　寿美男

Ⅰ 中高生年代のこどもの「つながり先」を考える ----------6
オンブズパーソン　勝 井　映 子

Ⅱ 子どもの人権オンブズパーソン制度について ----------12
子どもの人権オンブズパーソン制度の趣旨
オンブズパーソンの制度運営について
個別救済までの主な流れ
川西市子どもの人権オンブズパーソン制度のしくみ

Ⅲ オンブズパーソンの相談･調整活動 ----------18
相談状況等に関する集計方法
2014 年次の相談状況
相談者の内訳
相談内容
人と人とをつなぐ「調整活動」
相談・調整活動の実際
相談員コラム

Ⅳ オンブズパーソンの調査活動 ----------38
2014 年次の調査状況
2014 年次に扱った調査案件のあらまし

Ⅴ オンブズパーソンの広報･啓発活動 ----------58
子どもへの広報・啓発
おとなへの広報・啓発
制度・活動に関する問い合わせや取材、視察、交流

Ⅵ オンブズパーソンの会議と情報公開 ----------66
「オンブズパーソン会議」の開催状況
個々の案件に関する「研究協議」の開催状況
情報公開の対応

Ⅶ オンブズパーソンからのメッセージ ----------70
いじめ問題と川西市子どもの人権オンブズパーソンの取り組み
代表オンブズパーソン　浜田　寿美男
素直な驚きと批判的な驚き
オンブズパーソン　井 上　寿 美

参 考 ----------82
川西市子どもの人権オンブズパーソン条例
2014 年次・川西市子どもの人権オンブズパーソン名簿

I

中高生年代のこどもの「つながり先」を考える

オンブズパーソン　勝井 映子

中高生年代のこどもの「つながり先」を考える

オンブズパーソン　　勝井　映子

中高生年代のこどもの「つながり先」となる場所・ひとの少なさ

昨年の年次活動報告会で、オンブズに来てくれた中高生年代のこどもたちが「自分たちが安心して過ごせる場所が少ない」という実感を発言してくれました。

こどもの「居場所」がない、というとき、長い間家にひきこもっているひとや、学校に行っていない状態が長く続くこどもの場所をイメージする方が多いかもしれません。

しかし、例えば、少し学校に行きづらいと感じたり、家にいるのはしんどいと感じたりしているこどもがオンブズに来てくれたときに、彼らが安心してゆっくりできる場所や、彼らをありのままで受け入れてくれるひと（公も民間も含めて。そんな場所やひとを「つながり先」と表現します）の情報が手元になく、何度も歯がゆい思いをしました。

また、現在、こどもの生活のかなりの時間がスマホやゲームなどで占領され、芸術や映画などの文化的活動に触れたり、運動経験を持つ機会が少なくなったりしていることにより、こどもが自分の好きなことを見つけて幸せに過ごす機会が減っています。さらに、家庭や社会の中でこども自身が現実に役に立てる場面が少なく、トライすれば自分も役に立つことができると実感できる機会が激減しています。ただ、このような状況も、考え方次第で、こどもの「つながり先」をみつけるヒントになると思います。

川西市にこんな「つながり先」があれば、あの子に是非紹介したかったな、と思う、中高生年代のこどもの「つながり先」について、私なりに考えてみました。

中高生年代のこどもが安心して過ごせる、公の居場所

何をする訳でもなく、ただ、友だちとのんびりおしゃべりしたり、ひとりでまったり過ごしたり、本を読んだりできる、お金のかからない場所。そこにいるおとなが「いらっしゃい」とあたたかく自然体で迎えてくれる場所。

そんな、公の場所が、ここ川西市にあるといいなと思います。

昨年から今年にかけて、こども家庭室こども・若者政策課、同室子育て・家庭支援課、人権推進室人権推進課、同室総合センターの方々から、中高生年代のこどもの居場所に関する川西市の現状や展望をお聞かせいただきました。

川西市では、現在、平成 27 年度から同 31 年度を計画期間とする「川西市子ども・子育て計画」を策定中で、その中に「こども・若者プラザ（仮称）の整備」が挙げら

れています。これは既に具体化されており、川西能勢口駅の北約 600 メートルの場所（愛称「キセラ川西」）に建設予定の複合施設の 4 階に、子育て支援関連施設のひとつとしての若者向けの居場所が、平成 30 年にオープンの予定とのことです。

こどもが安らいで過ごせる居場所のひとつに、是非、なってほしい、と切望します。

川西市内に現在ある施設で、こどもが過ごす場所として利用できそうなものは、児童館を併設している総合センター、児童センター（社会福祉協議会が指定管理者）、地域の公民館、図書館などでしょうか。例えば、総合センターには、交流サロンや図書室、体育室や生活改善室（調理室）等もありますから、中高生年代を含むこどもの居場所や体験活動が行えそうです。

しかし、 こども家庭室や人権推進室でヒアリングを行ったところ、残念ながら、現在、総合センターや児童センター、公民館等では、中高生年代のこどもの利用は、ほとんどないか、非常に少ないようです。

中高生年代のこどもの利用を増やすためには、まず、これらの諸施設を、中高生年代のこどもの居場所としても活用すべきことを、川西市の施策の中で意識して位置付けた上で、体育室や生活改善室の備品等の貸出方法の、こどもにもおとなにもわかりやすいルール化、開館時間の見直し等が必要です。

また、パルティ K2 内の適応教室青少年の家「セオリア」は、不登校のこどもが通う場所として運営されていますが、空き時間等を活用して、セオリアに通っていない中高生年代のこどもも自由に過ごせる居場所として活用することも、考えられてよいと思います。

これらの公の施設が、真にこどもの居場所たりうるためには、ここに関わる職員の皆さんの、こどもに対するあたたかい眼差しや声掛けが、何よりも必要です。こどもは「規則を破りそうな子」「学校に溶け込めない子」という視線に敏感です。迎え入れるおとなが「いらっしゃい」「どないしたん？」と自然体で対応すれば、ここになら来ても大丈夫かもしれない、と感じるのではないでしょうか。我々おとな側の心掛けや決意が求められる。私自身の自戒も込めて、そう思います。

中高生年代のこどもが立ち寄れる、まちなかのちいさな居場所が、いくつかできないか？

こどもが気兼ねなく立ち寄って時間を過ごせる場所は、総合センターや児童センター等のような、公的な場所の他にも、川西のまちなかにいくつもあるといいと思います。

例えば、私の場合、ちょっと疲れたときには、心を許せるマスターのいる行きつけのカフェやバーで一息ついたり、趣味の教室に通ってリフレッシュしたりします。そんな場所が、中高生年代のこどもにもあるといいなと思うのです。「行き場のないこどもを受け入れる居場所」という、特化した場所の他に、さらっとこどもを受け入れてくださる、おおらかで気持ちのよいおとなのいる場所が、まちなかにいくつかあるの

が理想です。
大阪市内には、夕方の一定の時間帯だけ、こどもに開放しているカフェがあるそうです。そこに来るこどもは「ここはおとなが優しい」、だから来る、と言います。
川西市内に、地域のこどもを迎え入れる気持ちをお持ちのおとな、場所やお店、例えば、カフェやおうどんやさん等、きっとあるだろうし、あってほしいです。
川西市内の中学校で実施されている「トライやる・ウィーク」で生徒を受け入れてくださっている事業所さんなどにお声をお掛けしたら、ご協力いただけたり、ご紹介いただけたりするかもしれません。

「趣味を楽しむおとな」とこどもをつなげないか？

おとなの皆さんが趣味で習っている教室やサークルで、おとなと、何人かの中高生年代のこどもが、一緒に活動することはできないでしょうか。
川西市内に、音楽、スポーツ、ダンス、茶道や華道、外国語、などなど、趣味のグループがたくさんあると思います。その中で、そのような活動に興味のあるこどもも、一人とか二人とかなら参加してもいいよ、とお考えのグループも、きっとあるだろうと思います。そんな情報を、例えば広報かわにしなどで集めてみてはどうでしょうか。
それ以前に、おとなの我々も、平日は仕事ばかり、休日は家でごろごろ（お心当たりはありませんか？）という姿ではなく、仕事以外の何かに没頭する時間があれば、その姿を見たこどもは、おとなになるのは楽しいことだ、と思うのではないでしょうか。
また、小学校や中学校の先生の皆さん。先生方は、こどもが中高生年代になるまでに、かなり長い時間接するおとなです。先生方が、ご自身の人生を十分に楽しんで、幸せに生きておられる姿、例えば趣味に没頭する姿をこどもに見せたり語ったりしてくださることは、卒業後のこどもの人生に、素晴らしく大きな影響を及ぼすと思います。
今のこどもはゲームばかりしている、ネットに依存し、自然活動や体験活動が不足している、と、こども批判をする前に、さて、おとなの我々は、我々自身の人生を、十分に楽しんで過ごしているのか、と自問することが必要かもしれません。

こどもと文化的活動をつなげないか？

こどもには、若いうちから、美しいものに接して、心を動かしてほしいと思います。ほっとできる場所、趣味の活動を楽しめる場所やひとの他に、音楽、彫刻、絵画等の文化的な活動に、中高生年代のこどもが気軽に接する機会があると素晴らしいと思います。それらの芸術から、また、それらに真剣に打ち込むおとなの姿から、こどもは何かを感じるはずです。このような活動を行っている団体に、行政側から積極的に働きかけを、是非、行っていただきたいです。

こどもにも一肌脱いでもらおう！

こどもは、自分で決めたことなら、頑張ってやりとげる力を持っています。川西市の施策の中で、例えば、防災活動等に、中高生年代のこどもの力を役立てられないか。こどもが、自分の持てる力を使い、何かを成し遂げ、人の役に立つ経験をする機会を作り出すことを、行政の側で、本気で考えていただきたいです。これは、教育委員会やこども家庭部に限らず、川西市の全ての部署で、真剣にご検討いただければと思います。

行政によるネットワークに、是非、民間の皆さんの参加を

川西市では、平成 25 年 3 月策定の「子ども・若者育成支援計画～げんきな若者かわにしプラン～」に基づき、支援ネットワークの構築及び運営が進められています。

このネットワークに、我々オンブズパーソンも加えていただきたいと思います。また、中高生年代のこどもの居場所となる可能性が十分にある総合センターにも、若者支援のネットワークを担う一員として加わってほしいです。総合センターへのヒアリングの際、そのような意向があるとお聞きしています。

ネットワーク会議では、市の関係部署が、中高生年代のこどもの「つながり先」として、何がありうるのか、各部署が有する資源や情報や知恵（例えばトライやる・ウィークの協力先への声掛けはできないか、等）を持ち寄って、真剣に、かつ柔軟に、議論を交わしましょう。

また、ネットワークには、「つながり先」となる気概のある民間の方にも入っていただくべきです。仮にネットワークの正式な一員にならないとしても、ネットワーク会議を開催する際には、中高生年代のこどもの「つながり先」に興味をお持ちの民間の方にも、気軽に傍聴に来ていただき、自由で忌憚のない意見を伝えていただけるような、いきいきとしたネットワークであってほしいと思います。

なお、こども家庭室にヒアリングしたところ、現在、民間で、中高生年代のこどもの居場所活動を行ったり、そのような活動を支援する核となるような川西市内の NPO の情報を持ちあわせていないということでした。ここ川西市に根ざして、民間の方との柔軟なネットワークを構築し、行政と連携してくださる NPO に、活躍してほしいところです。

こどもの思い・気持ちのくみ上げと、こども参加による「つながり先」作り

どんなところにだったら居やすいか、どんなことをしてみたいか、自分たちに何ができるか、どう役に立てるか。「つながり先」の可能性を考えるにあたっては、いろいろな思いを持つこどもの参加を得て、意見交換をしながら作り上げ、うまくいかないときには柔軟に変更を加えていく姿勢が大切です。おとなの思いだけで作った居場所は、おとなの自己満足に終わり、こどもにとって魅力のない箱物に終わる危険性が高

いと思います。
　現在ある公の施設をよりこどもが使いやすくするための知恵、「こども・若者プラザ（仮称）」の立ち上げや運用等に、中高生年代のこどもの参加を得、その率直な意見をくみ上げる仕組みを取り入れるべきです。
　まずは、若者支援ネットワークに、こども自身が参加することが、検討されるべきではないでしょうか。

「こども・若者プラザ」等に、こどもの「つながり先」情報のセンター機能を

　中高生年代のこどもの「つながり先」の情報が、行政の支援ネットワークで共有できたら、それを発信するためのセンター機能をも「こども・若者プラザ（仮称）」に担っていただきたいです。例えば、私たちオンブズのところに相談に来てくれたこどもに、こんなところに行ってみたら？こんなひともいるよ！と紹介してあげることのできる、生きた情報を、どこかに集約する必要があります。
　また、「こども・若者プラザ（仮称）」が平成 30 年にできるまでの間にも、ネットワークで集約した、生きた情報を、こどもに伝えていくための、行政によるセンター機能を、どこかの部署で担っていただく必要があります。

こども、そしてもちろんおとなも、
自信をもって幸せに生きていけるまちであるために

　中高生年代、特に、義務教育終了後の高校生年代のこどもの「つながり先」として、行政にできること、民間の方にご協力いただきたいこと、その柔軟なコラボレーション等々、自由に考えてみました。
　そんな夢みたいなこと、と思われたでしょうか。
　でも、こどもを中心に、こども自身が考え、意見を表明し、行動していくことを第一に考える子どもオンブズパーソン制度が日本で初めてできた、ここ川西市です。夢のようなことも、そんなこと実現する訳がない、とあきらめるのではなく、発信すれば、いつかは叶うと信じます。
　ここで過ごしたこどもが「川西市に育ってよかった」と思えるまちづくり、人間関係づくりについて、こどももおとなも、自由に、楽しんで、本気で、考えていきませんか。
　そのためには、まず、おとなである我々自身が、日々、こころを動かして、自分らしい人生を生きること。人のせいにせず、自分で選んだ人生を、可能な限り楽しんで、気持ちよく、生きていくこと。根本のところで、それが問われているのではないかと思います。

（かつい・えいこ／弁護士）

II

子どもの人権オンブズパーソン制度について

子どもの人権オンブズパーソン制度の趣旨

オンブズパーソンの制度運営について

個別救済までの主な流れ

川西市子どもの人権オンブズパーソン制度のしくみ

Ⅱ 子どもの人権オンブズパーソン制度について

子どもの人権オンブズパーソン制度の趣旨

川西市子どもの人権オンブズパーソンは、いじめ・体罰・差別・不登校・虐待など、さまざまな事情で悩む個々の子どものＳＯＳを受けとめ、具体的な人権侵害からの擁護・救済を図るために、1998（平成 10）年 12 月、全国ではじめて市の条例により創設された公的第三者機関です。

個々の子どもの人権救済を図るために、相談・調整活動、調査活動に取り組むとともに、子どもの救済から見えてきた課題については、「子どもの最善の利益」（子どもの権利条約第 3 条）を確保する観点から、市の機関（市立の学校・園や保育所、市教委等の行政機関）などに対し、行為等の是正や制度の改善を求めて、勧告や意見表明などの提言を行います。

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例制定の経緯

1980 年代以降、学校内外でのいじめ等を背景とした子どもの自殺が全国各地で起こり、大きな社会問題となっていました。他方、国際的な潮流として、1989（平成 2）年 11 月に「子どもの権利条約」が採択され、日本も 1994（平成 6）年 4 月に同条約を批准しました。これらの状況をふまえ、川西市教育委員会では 1994（平成 6）年度末より抜本的ないじめ対策等のあり方についての検討・協議を進めてきました。そのなかで、子どもの人権を守るための第三者機関等の仕組みの必要性が提起され、条例案の検討の積み重ねを経て、1998（平成 10）年 12 月の市議会にて全会一致で可決・制定されました。

○1995（平成 7）年度

- 4 月、市教育委員会が「子どもの人権と教育 検討委員会」を設置。
- 6 月～7 月、同検討委員会で「子どもの実感調査」（小 6・中 3 対象）を実施。

  「（過去 1 年ほどの間で）学校でいじめを受けた」…… （小）36%　（中）19%

  このうち、約 2%が「生きているのがとてもつらく思えるほどの苦痛」と回答。

  何度もいじめを受けている子どもほど、誰にも相談できず「一人でがまんする」と回答。
- 10 月、上記調査等をもとに、同検討委員会が「子どもの人権と教育についての提言」を市教委に提出。その中で、子どもの人権を守る第三者機関等の仕組みの創設を提起。

○1997（平成 9）年度

- 5 月、市教育委員会が「子どもの人権オンブズパーソン制度検討委員会」を設置。
- 9 月、「川西市における子どもの人権オンブズパーソン制度のあり方について」を答申。
- 10 月、「オンブズパーソン制度例規等検討委員会」を設置。翌年度にかけて、学校教育・社会教育関係者等からの意見聴取など、約 1 年を費やして条例案を策定。

○1998（平成 10）年度

- 11 月、「川西市子どもの人権オンブズパーソン条例案」を市教育委員会定例会で可決。
- 12 月、同条例案を市議会に上程。審議の結果、オンブズパーソンを「市教育委員会に置く」から「市長の付属機関とする」に一部修正の後、全会一致で可決・制定。

○1999（平成 11）年度

- 4 月、オンブズパーソン制度の運営開始（相談・申立ては 6 月より受付）。

条例の目的（条例第１条）

「この条例は、すべての子どもが人間として尊ばれる社会を実現することが子どもに対するおとなの責務であるとの自覚にたち、かつ、次代を担う子どもの人権の尊重は社会の発展に不可欠な要件であることを深く認識し、本市における児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の積極的な普及に努めるとともに、川西市子どもの人権オンブズパーソン（以下「オンブズパーソン」という。）を設置し、もって一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的とする。」

オンブズパーソンの職務（条例第６条）

＜個別救済＞

①子どもの人権侵害の救済に関すること。

②子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること。

＜制度改善＞

③前２号に掲げるもののほか、子どもの人権の擁護のため必要な制度の改善等の提言に関すること。

オンブズパーソンの責務（条例第７条）

「オンブズパーソンは、子どもの利益の擁護者及び代弁者として、並びに公的良心の喚起者として、本市内の子どもの人権に係る事項についての相談に応じ、又は子どもの人権案件を調査し、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。」

オンブズパーソンの制度運営について

人員体制

- **オンブズパーソン（地方自治法上の非常勤特別職）：3名**
  法曹界、学識経験者、子どもの人権関係のＮＰＯ関係者等から、市長が委嘱します。

- **調査相談専門員（地方公務員法上の非常勤嘱託職員：通称　相談員）：4名**
  平日週 4 日勤務し、オンブズパーソンのアシスタントとして日常的かつ継続的な活動に従事します。子どもや保護者等からの相談や申立てを最初に受け、オンブズパーソンに報告します。相談の継続や調査活動にも携わります。そのうち 1 名がチーフ相談員となり、相談・調査等の関係機関との連絡調整を担当します。

- **調査相談専門員（地方自治法上の専門委員：通称　専門員）：7名**
  オンブズパーソン経験者等から選任され、オンブズパーソンや相談員を助ける専門家（法律、医療、学校教育、福祉等）。オンブズパーソンから必要な専門的知見や情報提供を求められたときに活動します。

- **事務局職員（行政職）：1名**
  オンブズパーソン及び相談員の業務の補佐や、事務局の庶務等を担当します。

相談活動　（p.18～23　参照）

- 市内の 18 歳未満の子ども（在住・在学・在勤）のことであれば、誰でも相談できます。子ども、保護者、教職員、行政職員、その他の市民が容易にアクセスできるように、相談への入口を広く設定しています。
- 電話受付は休日を除く月曜日から金曜日の 10 時～18 時です。そのほかの時間帯は、留守番電話や FAX で対応しています。
- 初回の相談者がおとなである場合にも、できるだけその相談者を介して当該の子どもに会って話を聞いています。
- 必要に応じて申立てを受け付けて調査を実施する用意のもと、相談に応じます。
- 電話相談、または事務局や相談室「子どもオンブズくらぶ」での面談により行います。子ども等の状況に応じて、自宅や地域に訪問して面談することもあります。

調整活動　（p.24～27　参照）

- 相談活動の一環として、子どもの人間関係の修復・再構築のために、関係調整や関係機関との連携を行います。オンブズパーソンが子どもと子どもにかかわりのあるおとな（教員や保護者など）の橋渡し役となり、おとなに子どもの心情が伝わるよう建設的な対話に努める中で、「子どもの最善の利益」の実現のために、子どもにとってよりよい人間関係があらたにつくり直されていくことを目指します。

調査活動　（p.38～55　参照）

- 条例は、オンブズパーソンに市の機関に対する調査権（条例第 11 条）、勧告及び意見表明権（条例第 15 条第 1 項及び第 2 項）を付与しています。
- オンブズパーソンの調査活動では、子どもの人権侵害からの救済をはかり、「子どもの最善の利益」を確保するために、市の機関による主体的な取り組みを促し支援するとともに、再発防止策等の具体的な提案を行います。
- 市の機関に対しては、「オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重し、積極的に協力、援助しなければならない」（条例第 8 条）と規定し、あわせて、勧告・意見表明の尊重義務（条例第 15 条第 3 項）を課しています。

広報・啓発活動　（p.58～64　参照）

- 「子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること」（条例第 6 条第 2 号）というオンブズパーソンの職務に基づいて、広報・啓発活動に取り組んでいます。
- 「市の機関は、子ども及び市民にこの条例の趣旨及び内容を広く知らせるとともに、子どもがオンブズパーソンへの相談並びに擁護及び救済の申立てを容易に行うことができるため必要な施策の推進に努める」（条例第 21 条）としています。

オンブズパーソン会議と研究協議　（p.66～68　参照）

- オンブズパーソンが条例の手続きに基づいて「オンブズパーソン会議」（原則公開）を開催し、重要事項はここで決定します。
- 「研究協議（ケース会議）」（非公開）は、週 1 回の午後半日をかけて、受け付けた案件への対応等について、オンブズパーソンや相談員等が話し合います。

個別救済までの主な流れ

初回相談

○平日の 10 時～18 時まで、相談員が相談の受付をしています。
＜相談方法＞
・電話：（ﾌﾘｰﾀﾞｲﾔﾙ）０１２０－１９７－５０５
・面談：◎ オンブズパーソン事務局（市役所 3 階）
◎ 相談室「子どもオンブズくらぶ」
（川西能勢口駅前　パルティ川西 4 階）
・手紙：「〒666-8501 オンブズパーソンあて」で届きます。
・FAX：０７２－７４０－１２３３

継続相談

○相談を継続する場合には、面談を設定し、さらに詳しく話を聞きます。おとなの面談は事務局で、子どもの面談は「子どもオンブズくらぶ」で行うことが多いです。

相談記録作成
研究協議に
案件提出

○オンブズパーソンに寄せられた案件について、相談員は相談記録を作成し、オンブズパーソンに「研究協議」の場で報告します。緊急の対応が必要な案件については、適宜オンブズパーソンに連絡をし、指示を仰ぎます。

研究協議
課題整理（※）及び
案件への対応の検討

○研究協議は、原則週 1 回行います。
（※）課題整理とは
当事者である子どもの最善の利益を図るために、教育・福祉・医療・法律・心理等、それぞれの専門分野からオンブズパーソンや相談員等が必要な取り組み課題を整理し、案件の対応や方向性を検討します。

①相談継続（当事者自身による問題解決の支援）
②調整（当事者間の関係調整の支援）
③申立て → 調査 → 制度改善への提言　　など
④情報提供、他機関紹介など

川西市子どもの人権オンブズパーソン制度のしくみ

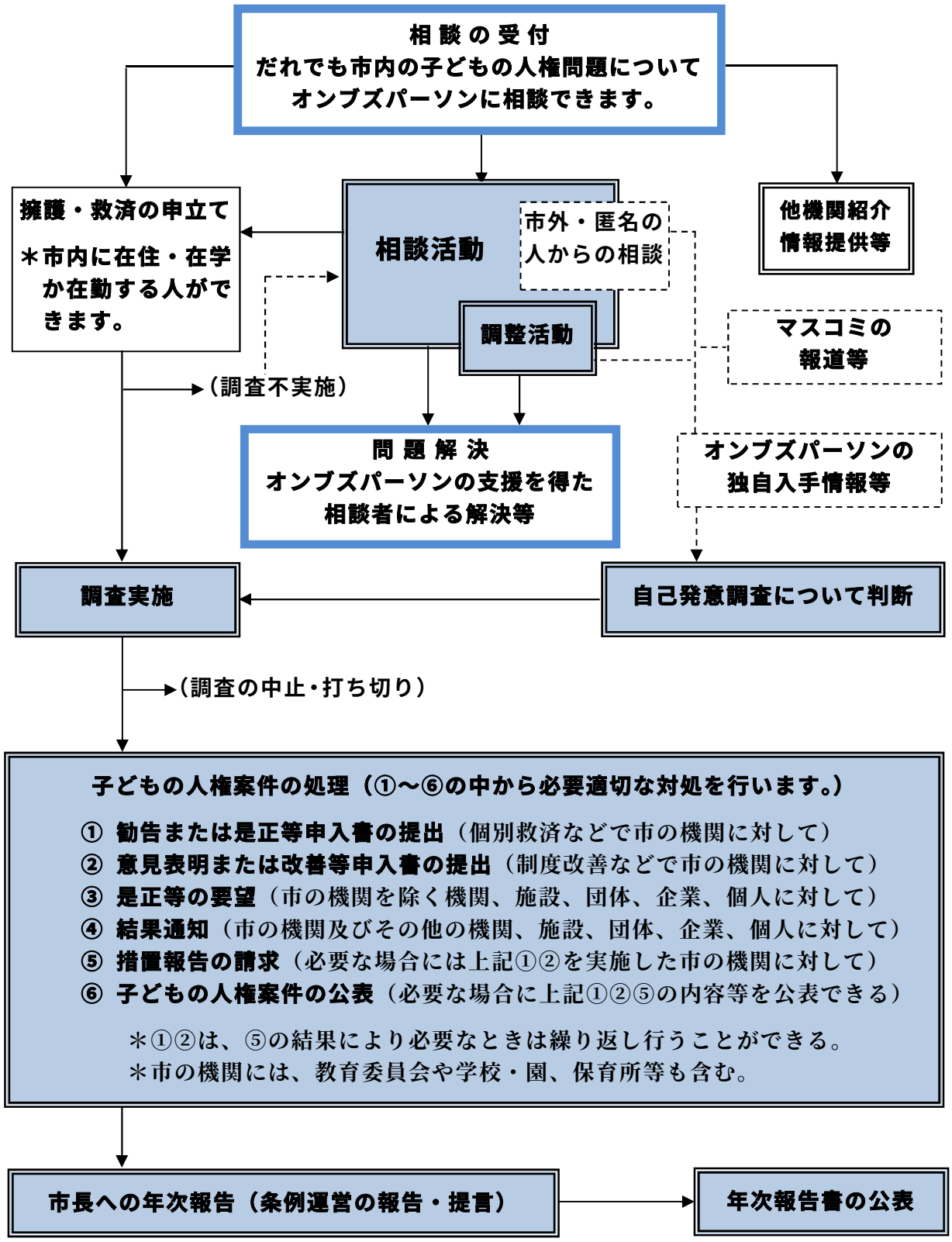

＊図中の二重線枠内は、オンブズパーソンによる対応等を示す。

III

オンブズパーソンの相談･調整活動

相談状況等に関する集計方法

2014 年次の相談状況

相談者の内訳

相談内容

人と人とをつなぐ「調整活動」

相談･調整活動の実際

相談員コラム

III オンブズパーソンの相談・調整活動

相談状況等に関する集計方法

2014 年次より、相談状況に関する集計項目を下記のとおり変更しました（表III-1）。

また、集計項目の変更とあわせて、掲載する図表についても見直しを行いました。各図表における過去のデータの比較検討においては、2013 年次以前のデータについても 2014 年次の集計項目を用いて記述を行っています。

表III-1　2014 年次からの集計項目

項目	説明
ケース数（件）	一人の子どもに関する、子ども本人、保護者、関係機関、その他市民等からの相談の総体を「1 ケース」とし、その合計を年間ケース数とする。
相談者数（人）	子ども本人、保護者、関係機関、その他市民等の相談者（オンブズパーソンからの働きかけも含む）の人数。その合計を年間相談者数とする。
相談回数（回）	一人の相談者の初回相談受付から終結までの相談・調整活動の回数。全相談者の相談回数の合計を年間相談回数とする。

注）2013 年次までは、「案件数」（例えば一人の子どもに関して、子ども本人、保護者、学校と関わりを持った場合、三者それぞれについて 1 案件とカウントし、計 3 案件とする）及び「延べ件数」（例えば、1 案件につき 3 回の相談を受けた場合は、延べ件数 3 件と数える）という項目を用いて、各年次の相談状況等の報告を行ってきた。今般、実際に集計された数値と上記項目が示す意味内容との整合性を検討した結果、集計方法は従来通りとし、「案件数」を「相談者数」に、「延べ件数」を「相談回数」にそれぞれ変更し、新たな集計項目として「ケース数」を追加した。

2014 年次の相談状況

2014 年次の年間ケース数は 105 件（うち前年次からの継続ケース 18 件）で、年間相談者数は 161 人（うち前年次からの継続 40 人、オンブズからの働きかけ 19 人。前年次 211 人）、年間相談回数は 867 回（前年次 920 回）でした。この中には、学校・園、教育委員会、児童福祉所管等の関係機関に働きかけて、調整活動に取り組んだものも含まれています。

年間を通して継続的な関わりが必要なケースが目立ち、月ごとの相談回数の変動は少なくなっています（図III-1）。また、子どものエンパワメントを促すために子ども・保護者それぞれと長期的に密な関わりが求められるケースが増えており、近年の相談回数の増加につながっています（図III-2）。

なお、相談・調整活動とは別に、自己発意による調査案件が 1 件あり、計 77 回の聞き取り調査等を行いましたが（第IV章参照）、これは上記相談回数には含まれていません。

図Ⅲ−1 月別相談者数と相談回数（2014年次と2013年次）

2014年次 相談者数:161人、相談回数:867回
2013年次 相談者数:211人、相談回数:920回

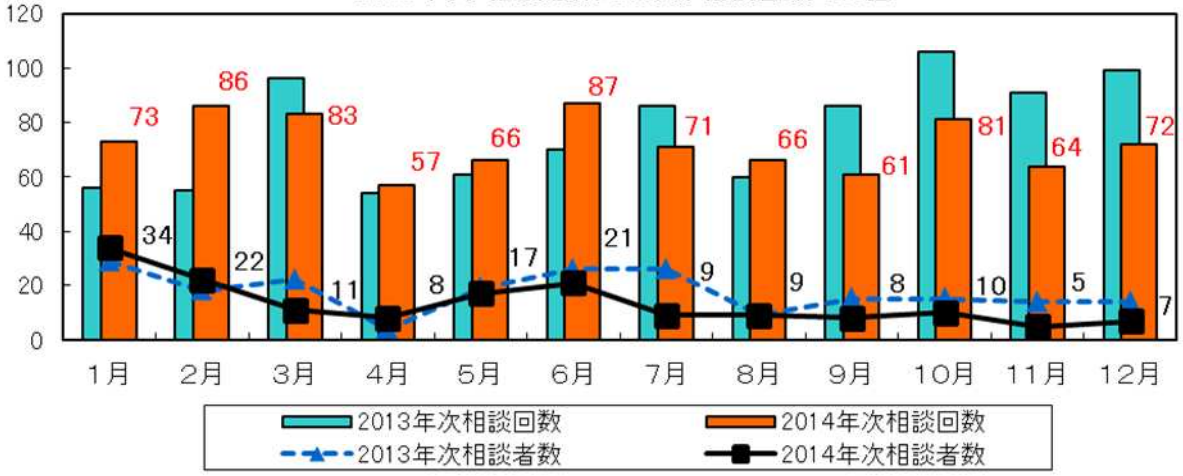

(注)グラフ内の数字は2014年次の相談者数および相談回数である。

図Ⅲ−2 相談者別の相談回数の推移（2005年～2014年）

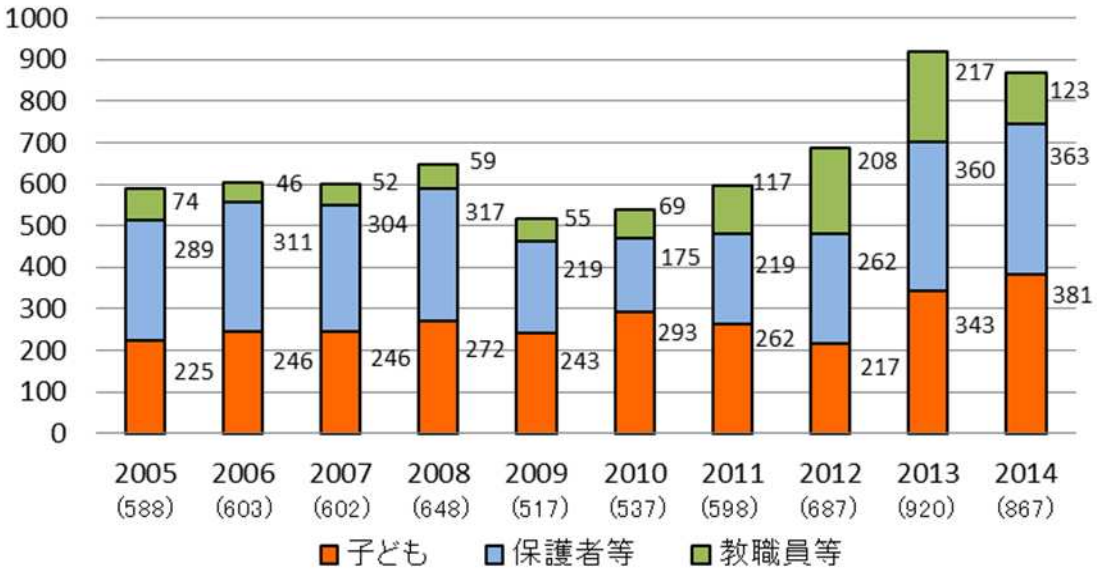

相談形態と所要時間

年間相談回数における相談形態の内訳を子どもとおとなで比較すると、子どもは来所が多く（293 回、76.9%）、おとなは電話が多い（252 回、51.9%）という傾向があります。訪問については、子ども（前年次：39 回、11.4% → 2014 年次：14 回、3.7%）・おとな（前年次：99 回、17.2% → 2014 年次：37 回、7.6%）ともに前年次からは減少しています（**図III-3**）。2014 年次の特徴として、子ども面談の際に家庭訪問等が必要なケースが少なかったことや、子どもが学校に行きづらくなっているケースであっても、学校との関係調整に取り組む以前の段階で、継続相談による長期的な関わりを通して子どものエンパワメントを促す必要があり、結果として学校訪問の機会が少なかったことが数値に反映しています。ただし、少数ではありましたが、来所での相談が難しい子どもに関して、地域への訪問による面談を重ねたケースもあり、必要に応じて柔軟な対応を行っています。

電話相談の所要時間は、子ども・おとなともに 80%以上が 30 分以内であるのに対し、子ども面談の所要時間は、約半数が 60 分以上となっています（**図III-4**）。問題解決に向けて相談を継続する場合は、できるだけ子どもと直接出会うことを目指し、面談で子どものペースに沿いながら話を聞いたり、遊んだりしながら、子どもとの信頼関係づくりに努めています。

図Ⅲ−3 相談形態の内訳

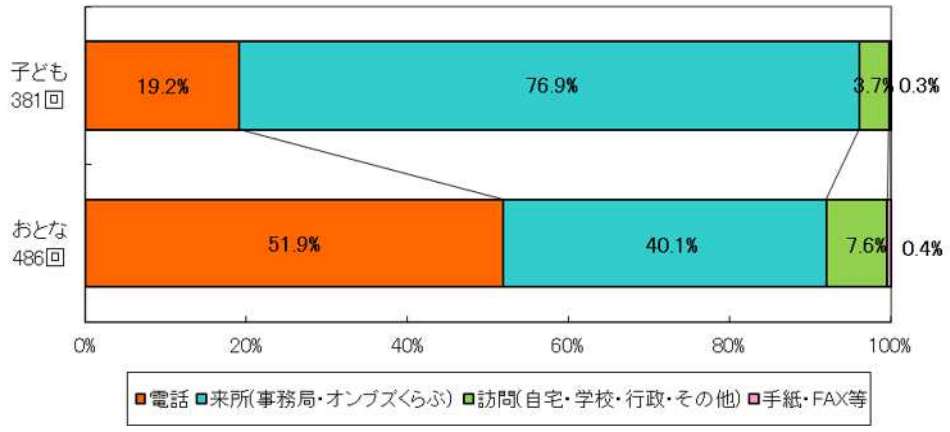

図Ⅲ−4 相談の所要時間

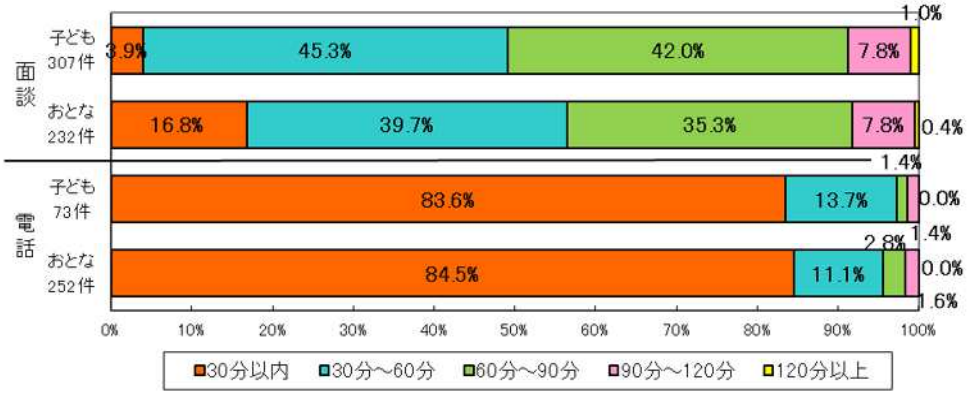

(注)手紙・FAX 等は、省略。小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

相談者の内訳

2014 年次の相談者 161 人の内訳は、子どもが 47 人（29.2%）、保護者等が 81 人（50.3%）、教職員等その他のおとなが 33 人（20.5%）でした。

相談回数の内訳をみると、子どもでは、多い順に、小学生高学年（132 回、15.2%）、中学生（127 回、14.6%）、高校生／中卒後（103 回、11.9%）、小学生低学年（19 回、2.2%）となっています。保護者以外のおとなでは、教員や保育士よりも行政職員及び市民等の割合が高くなっています（**図III-5**）。関係機関との連携においても、家庭の生活基盤をいかに支えていくかという福祉的視点での取り組みの比重が大きくなっていることの表れです。

子どもの学齢別でケース数及び相談回数の分布をみると、小学生高学年から高校生／中卒後にかけての学齢の子どもに関するケース数が 84 件（80.0%）、相談回数も 796 回（91.8%）にのぼります（**図III-6**）。小学生高学年以降、学級内での子ども同士の人間関係や、学業面での困難などが顕在化するなかで、子ども・保護者から相談が寄せられるケースへの対応が多くなっています。ただし、当初、学校生活上の問題を訴えるケースでも、相談を継続するなかで、その背景に家庭生活上の課題がみえてくることが少なくありません。

図Ⅲ−5 相談回数の内訳

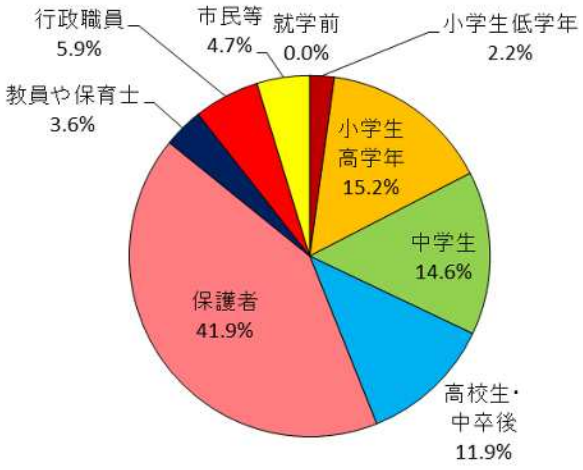

図Ⅲ−6 子どもの学齢別ケース数及び相談回数

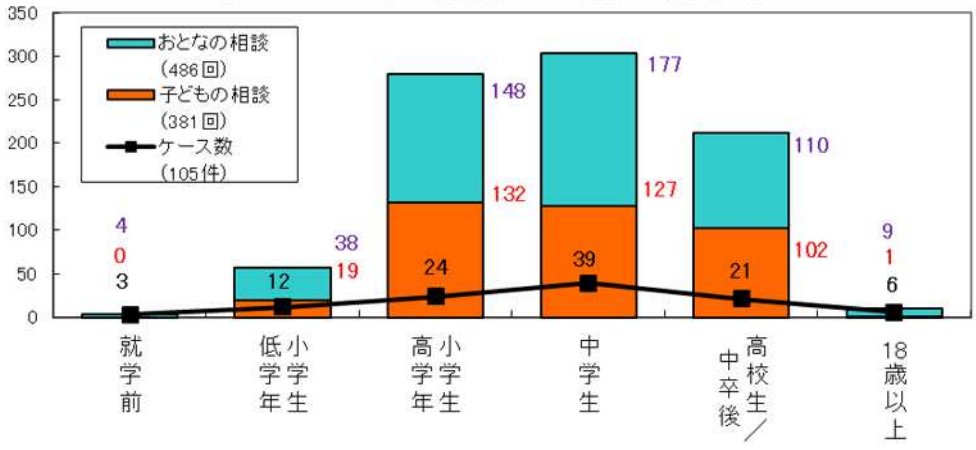

相談内容

相談内容の内訳をみると、「家庭生活・家族関係」「不登校」「交友関係の悩み」に関する相談への対応が多くの割合を占めています（**図III-7**）。「不登校」となっている子どものケースや、「家庭生活・家族関係」の問題が大きな比重を占めているケースでは、長期の関わりが必要となる場合が多い状況にあります。

子どもの学齢別で相談内容の分布をみてみると、どの学齢でも「家庭生活・家族関係」の問題を抱えているケースが一定の割合を示し、小学生高学年以降の学齢において増加しています（**表III-2**）。また、相談者 161 人のうち「子どもと保護者・家族の関係」が問題となっているものが 84 人（52.2%）にのぼります（**表III-3**）。子どもの学齢が上がるにつれ、家族間の葛藤なども生じやすくなり、その影響が学校生活上の困難として顕在化するケースも稀ではありません。さまざまな生活課題を抱える家庭に対する地域での支援体制が薄くなりがちで、子どもの「居場所」等の社会資源も不足していることが、子どもと家庭の置かれた状況をより深刻化させていくこともうかがえます。

なお、中学生や高校生のケースでは、部活動における教員の指導や部員間の人間関係にまつわる相談も複数寄せられています。しかし、部活動への参加が時間的制約となり、子ども自身が休みたくても休めないといった心境に追いやられている場合には、問題解決に向けた相談を継続することが困難なケースもあります。子どもが心身の被拘束感を抱き、行動の選択肢を持てない状況に置かれていること自体、子どもの人権の観点からは懸念されますが、どのように子どもとの関わりを継続し、問題解決に向けた取り組みを進めていくことができるか、オンブズパーソンとしても検討が必要な課題です。

図Ⅲ−7 相談内容の内訳

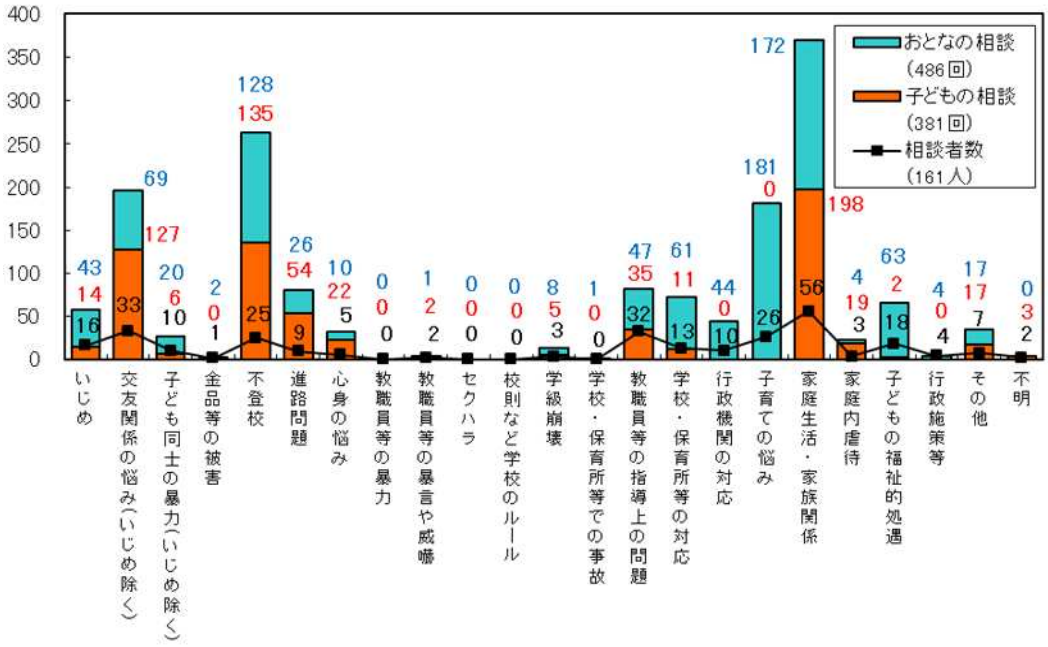

（注）相談者の「主たる訴え」に該当する一つをチェックし、その他にも具体的な訴えの事項が認められた場合に、それを「副次的訴え」としてさらに一つをチェックし、それを合算してグラフにした。

表III-2　子どもの学齢別ケース数と相談内容

相談内容	子どもの学齢別ケース数　※18歳以上を除く				
	就学前 (3件)	小学生 低学年 (12件)	小学生 高学年 (24件)	中学生 (39件)	高校生/ 中卒後 (21件)
いじめ		1	3	10	2
交友関係の悩み (いじめ除く)		5	8	15	9
子ども同士の暴力 (いじめ除く)		3	2	2	
金品等の被害			1		
不登校			4	15	8
進路問題			1	7	4
心身の悩み				3	5
教職員等の暴力					
教職員等の暴言や威嚇			1	1	
セクハラ					
校則など学校のルール					
学級崩壊			3	1	
学校･保育所等での事故				1	
教職員等の指導上の問題		4	10	10	4
学校･保育所等の対応		3	5	11	1
行政機関の対応	1	1	2	5	1
子育ての悩み	1	3	8	16	8
家庭生活･家族関係	3	3	11	16	9
家庭内虐待			1		1
子どもの福祉的処遇	2		2	5	1
行政施策等		1	1		1
その他		2	1	1	4

(注) ケースごとに、相談者の各回の「主たる訴え」及び「副次的訴え」として挙げられている相談内容をチェックし、子どもの学齢別にどの相談内容に関するケースが何件あるかをカウントした。

表III-3　問題となっている関係

関係性	主たる関係		副次的関係		合計	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
子ども同士の関係	56	34.8%	13	8.1%	69	42.9%
子どもと学校･保育所･教職員等との関係	31	19.3%	32	19.9%	63	39.1%
子どもと保護者･家族の関係	56	34.8%	28	17.4%	84	52.2%
子どもと行政機関との関係	2	1.2%	7	4.3%	9	5.6%
子どもとその他のおとなとの関係	6	3.7%	3	1.9%	9	5.6%
保護者と学校･保育所･教職員等との関係	4	2.5%	14	8.7%	18	11.2%
保護者と行政機関との関係	0	0.0%	5	3.1%	5	3.1%
保護者同士の関係	3	1.9%	5	3.1%	8	5.0%
子どもをめぐる家族の関係	0	0.0%	14	8.7%	14	8.7%
子どもをめぐるその他おとな同士の関係	0	0.0%	5	3.1%	5	3.1%
その他	3	1.9%	-	-	3	1.9%
副次的訴えなし/不明	-	-	35	21.7%	35	21.7%
相談者数　総計	161	100.0%	161	100.0%	161	100.0%

(注) 右端欄の「合計」は、問題となっている関係を示す各項目について「主たる関係」または「副次的関係」のどちらかにあてはまる相談者の人数と、全相談者 161 人に占めるその割合を示したものである。

人と人とをつなぐ「調整活動」

調整活動とは

オンブズパーソンが相談の一環として取り組む重要な活動に調整活動があります。調整活動とは、「子どもの最善の利益」を図るために、オンブズパーソンが子どもに関係する教員や保護者などに直接出会って、子どもの代弁（アドボカシー）に努め、関係するおとなと建設的な対話に入るための環境づくりにあたることです。相互の人間関係のつくり直しを支援し、必要に応じて関係機関との連携も行っています。子どもの立場にたって、子どもを取り巻く人々や環境に働きかけ、人と人とをつなぐことに主眼をおいています。

オンブズパーソンが関係機関から一定の独立した公的第三者機関として位置づけられていることによって、子どもを中心にして関係する人々や機関をコーディネートしやすい仕組みになっています。

調整活動では、個々の子どもが置かれた状況に即して、以下のような取り組みを進めていきます。

- ✧ 子どもと保護者、子どもと教職員、保護者と教職員など、子どもを取り巻く人間関係において、意思疎通がうまくいかない場合に、オンブズパーソンが両者の間に立って、お互いの気持ちを橋渡しする。
- ✧ 学校や教育委員会、児童福祉所管など関係機関と連携し、当該子どもの理解と今後の支援の方向性について話し合う。

子どもに関係するおとなが対話を積み重ねることにより、子どもの置かれた状況について共通理解を図り、子ども中心の支援を展開することができます。

子どもの安心の回復のために

子どもに関する問題が起きた場合は、子どもと周りのおとなや、周りのおとな同士で、意思疎通が難しくなり関係不全に陥っている状況があります。子どもにかかわる周囲のおとなが、対立的な関係ではなく、お互いに信頼し合い、つながり合える関係を再構築していくことが、子どもを支援するために重要です。関係調整が一定の段階に達した時には、オンブズパーソン立ち会いのもと、当事者同士（子どもと教職員等）の直接の対話の機会を設け、双方がお互いの考えや思いを聞き合うことにより、相互理解が生まれ、問題の打開が図られていくことがあります。

子どもの人権侵害は、子どもの身近な人間関係において起きています。そのため、子どもを取り巻く人間関係がよりよくつくり直されていくことが、子どもの安心の回復につながっていくのです。

相談･調整活動の実際

オンブズパーソンがどのように相談・調整活動に取り組んでいるのか、2014 年次の事例に基づいて紹介します（事例の内容は、個人情報保護の観点から一部加工しています）。

【子どもの問題解決イメージを関係者で共有し実践した事例】

「中学校で子どものＡが多数のクラスメートから度重なる嫌がらせを受けており、担任にも相談してクラスメートとの話し合いの場も持ったが、だんだんとしんどくなり体調も悪くなって、学校に行けなくなってしまった」という母親からの相談があった。母親からＡさんにオンブズを紹介してもらい、その後直接Ａさんと会って話を聞かせてもらうようになった。Ａさんとの面談では、Ａさんがどの関係をしんどく感じているのか、何が心配で、どうなったら安心でいいなと思うかなど、Ａさんの問題解決のイメージを一緒に整理していった。

Ａさんは教室へ戻りたいと思っていた。だけど復帰すればまた同じ状況になってしまうのではないかという心配や、長く休んでいる間のことをクラスメートがどう思っているか、まわりの目を気にする面もあった。担任が家庭訪問し気にかけてくれており、Ａさんも担任は話しやすいと感じていた。ただ、忙しそうな担任に自分のことでいろいろと相談しにくいというＡさんの遠慮もあり、担任に相談していく前向きなイメージが持てずにいた。

Ａさんは学校復帰の思いがあり、Ａさん自身の問題解決イメージももっていたが、それを担任に相談することの遠慮がある。その一方、Ａさんの思いが伝わりきらないなかで、担任もＡさんをどうサポートしたらよいか悩まれている。Ａさんと担任の思いが、お互いを慮（おもんぱか）るなかですれ違っていることが、Ａさんの問題解決を実現していくための障害となっていると考えたオンブズは、Ａさんに自分の思いを担任に伝えていくことを提案し、Ａさんもその提案を了解した。

その後、オンブズから学校に連絡を取り、Ａさんと担任との話し合いの場の設定をお願いした。またＡさんと面談し、教室復帰に向けてのステップや、担任に聞いてみたいことを一緒に考えた。

Ａさんと担任の話し合いの場では、Ａさんが考える教室復帰に向けての具体的なステップを、作戦会議を行うチームのように一緒に考えた。その後実際にステップに沿って進めるなかで、Ａさんと担任、Ａさんとオンブズでその様子を確認し、微調整を加えながら進めていった。Ａさん本人の頑張りとあいまって、しばらくしてＡさんは教室に戻り、日々をクラスで元気に過ごすようになった。

子どもの心配を丁寧に担任に受け止めてもらったことで、子どもが安心して相談できたこと、また子どもが考える問題解決イメージを担任とオンブズもまじえていろいろな視点から検討し、三者で具体的イメージを共有して実践したことが、子どもの主体的な問題解決を後押しすることになった事例だった。

【子どもと先生の思いを橋渡しした事例】

小学校低学年のＢさんのお母さんから、子どもが同級生のＣさんからケガをさせられることが続いていて、とても不安であるという相談があった。自分の子どもは何もしていないのに、繰り返し叩かれたり、蹴られたりすることが続いて、子どもも不安に思っている。担任に相談しているが、いっこうに変わらず、本当にちゃんと気にかけてくれているのか不信感を抱くようになったという。話をよく聞くと、ＣさんはＢさんのことが嫌いなのではなく、なんとか関わりたいと思っているのだが、それを言葉で表現するのがうまくできなくて、Ｂさんの反応を引き出すためについ手を出してしまう。そのことはＢさんも分かっているけれど、やはり怖いというのだ。

お母さんから、オンブズに相談してみないかと提案されて、Ｂさんがオンブズにやってきた。Ｂさんに聞いてみると、Ｃさんのことがわかっていても、実際にケガをしてしまうこともあって、とても怖い。最初の頃は、担任の先生に毎回相談していたけれど、最近はできるだけ自分たちで解決するようにと言われるので、相談しにくくなったという。そこでＢさんの了解を得て、オンブズは担任の先生に話を聞きに学校に出向いた。担任の先生の話では、先生もＢさんのことを気にしていて、Ｃさんにもそのつど話をしている、Ｃさんも学年当初から見れば少しずつ変わってきているが、なかなか変わらない部分もあり、担任としても工夫しながら進めている、Ｂさんに相談しにくい思いをさせてしまっているのならば申し訳ない、少しでも不安なことがあればいつでも相談してほしいという。

Ｂさん、担任の先生の双方から話を聞き、それぞれの思いが微妙にすれ違っていることに気づいたオンブズは、たがいの思いが十分に伝わることが、Ｂさんのクラスでの安心を生み出すと考えた。先生にはＢさんの不安な思いをあらためて受けとめてもらいたいこと、Ｂさんには担任の先生が「いつでも相談してほしい」と思ってくれていることを伝えた。そうしてオンブズを介してたがいの本音を交わし合えたことで、Ｂさん自身もＣさんの変化を見守っていこうと思いなおし、Ｂさんのお母さんも担任の先生への不信感を和らげることができた。その後、しばらくＢさんとの面談を継続して様子が落ち着いたころ、クラス替えの時期を迎えて終結となった。

子どもと先生の両方から話を聞き、両者の思いを橋渡ししたことによって、子どもが安心して学校生活が送れるようになり、関係改善した事例だった。

【子どもについての悩みを通して浮かび上がった母親の不安を受けとめた事例】

小学生の子どもを持つお母さんから、「子どものDが友だちと遊べない」と相談の電話が入った。周りの子が、Dさんと遊んでくれないのだという。お母さんはそんな心配について話すうちに、うまく友だちと遊べないDさんへのいらだちについても語りだした。

Dさん自身からも電話で直接友だち関係について話を聞いたり、作戦を立てたりしたが、どうもあまり乗り気ではない。よりしっかりと話を聞くため、Dさんと直接会って面談をすることにした。一対一の面談のなかであらためて確認すると、Dさん自身は困っていることはないという。

家の中で過ごすことが多く、学校以外で友だちと遊んでいる様子のないDさんを見て、お母さんは不安になっているのではないか。また、お母さんの不安が高まっている様子から、身近に子育てのことや家族関係について相談できる相手がいないのではないか。このようにとらえたオンブズは、Dさんについての悩みを通して浮かび上がった母親の不安を受けとめることが必要だと考えた。

そこでオンブズからお母さんに、子ども自身は心配なことはなさそうだということ、けれどもDさんの様子を見ているとお母さんとしては不安になってしまうのではないかということを返し、お母さん自身が不安になった時にどう対処していくか、またお母さんとして子どもにできることは何かを一緒に考えていくことを提案した。するとお母さんは、自分の育ちのなかでのしんどかった思いや、経済状況、子育ての大変さについて打ち明けた。

その後、継続しての相談はなかったが、しばらくしてから金銭的な面が改善したことでお母さん自身に余裕ができ、Dさんにきつく当たらなくなり、Dさんにも友だちができたとの報告があり、終結となった。

お母さんの話をじっくりと聞き、不安を受けとめたことで、お母さんの不安や、不安からくる子どもへのいらだちが軽減され、現実的な事態への対処にお母さんが向かうことができたのではないかと思われた事例だった。

※このイラストは、「トライやる・ウィーク」においてオンブズパーソン事務局で体験活動した中学生が描いてくれたものです。

私は「おとな」になれるのか？

チーフ相談員　　渡邊　充佳

タイトルを見て、「今、同じこと考えてた」という人も、いるかもしれない。「かつての自分はそうだった、悩んでたなぁあの頃…」と、若かりし日々を思い出す人も、いるかもしれない。

かく言う私は、法律上「おとな」として認められるようになってから、気がつけば 10 年以上の時を過ごしてきたことになる。でも、自分自身のありようとして、いつの時点で「子ども」から「おとな」になったのかと考えてみると、その境界線はとてもあいまいだ。そもそも私は「おとな」になっているのか？　中学生ぐらいからたいして進歩ないんじゃないか…？　などと思うことも、あったりして。

ただ、一つだけはっきり感じることがある。子どもの頃に抱いていた「おとな」のイメージと、実際に「おとな」として日々を過ごしている今の私の暮らしは、ぜんぜん違っていたということだ。ありがたいことに、それはいい意味で違っていた。もちろんしんどいことも悩みごともあるし、嫌でもやらなきゃいけないことだってある。でも、子どもの頃より今の方が、遊びまくっているような気もするし、何かやろうとなれば一緒に苦楽をわかちあえる仲間もたくさんいる。自分にとってのやりがいを感じられる仕事にも就くことができて、ご飯は食べていけている。「おとな」の暮らしも悪くない、むしろ捨てたもんじゃない、というのが実感だ。

でも、私の今の暮らしは、たまたまの出来事の積み重ねの上にかろうじて成り立っているものだ。これまでの道のりを振り返るたびにそう思う。あの時、あの人に出会わなかったら…。あの日、あの場にいなければ…。あの時、こちらを選ばなければ…。どれか一つのピースが欠けていても、きっと、今の私は存在しなかった。

子どもの頃、「私は『おとな』になれるのか？」と、不安だった。自分が「おとな」になるイメージがまったく湧いてこなかった。より正確に言うと、「おとな」になるということに対して、プラスのイメージを持てなかったのだと思う。私は何をして生きていくのか？　いや、そもそも生きていけるのか？　差し出された未来に、自分の居場所を見つけられるのか、その手ごたえは、あまりに不確かに思えた。

この種の悩みは、思春期にさしかかれば、誰もが抱くものなのかもしれない。そして、むしろ悩むことができただけでも、恵まれた環境にいたということなのかもしれない。今日、明日をどうやって生き延びるかというような、文字通り「その日暮らし」の厳しい境遇に置かれていたら、自分の将来について思いをめぐらせること自体、難しいだろうから。

それでも、「おとな」になることをめぐる先の見えなさは、その渦中にいる本人にとっては、時に命にかかわるほどの切実さをもって迫ってくる。

私の場合は、大学に入ってからの人間関係の広がりが転機になったと思う。エピソードを挙げればきりがないけれど、要は、こんなかっこいい／おもしろい／変な「おとな」がいるんだ！　こんな「おとな」になってみたい！　とあこがれてしまうような、「人生の達人」あるいは「求道者」と、（本当にたまたま）身近に出会う機会に恵まれたということだ。だから大学に行くのがいいことだ…なんて話をしたいわけじゃない。勉強が苦手でも、経済的に苦しくても、学校になじめなくても、家族関係がややこしくても、とにかくどんな境遇にある子どもにとっても、こんな「おとな」もいるし、あんな「おとな」もいる、それにみんな何だかんだで生きがいを持ちながら楽しく生きている、そんな多様な「おとな」との出会いが保障される世の中であってほしいと思うのだ。家庭と学校の人間関係で完結してしまうような暮らしのありようが、子どもたちの将来展望を、より息苦しいものにしてしまっているという面も、あるのではないだろうか。

この世に生をうけたすべての子どもが、こんな「おとな」になりたい！　と思えるモデルと出会うことができ、世界は生きるに値すると実感できる社会をつくること。そして、そんな社会になってほしいと願うだけではなく、自分にできることから行動に移すこと。それが「おとな」になるということなんじゃないかと、今の私は考えている。

＊　＊　＊　＊　＊　＊　＊　＊　＊　＊　＊　＊

「言葉あつめ人」からのメッセージ

相談員　　村上　裕子

私は言葉あつめが大好きだ。本や詩集から、誰かの言葉や、誰かとの会話から、はたまた映画や音楽の歌詞から、その時々に出会ってピピっと感じた言葉を励みに、慰めにしながら生きてきた気がする。今回は、その言葉のいくつかを、ここで思い出してみたい。

私が思春期の頃に好きだった言葉は「カーペ・ディエム（いまを生きろ）」。これは、『いまを生きる』という映画の中で使われていたラテン語の言葉。イギリスの厳しい全寮制の学校で息を詰まらせている生徒と、風変わりな英語教師の出会いと、それからの話。十代のおとなしくナイーブだった私が、鮮烈な印象を受けた映画と言葉だった。

高校の頃、神戸に住む私にとって、大変な出来事が起こった。阪神淡路大震災である。幸いなことに、家は一部損壊ですんだ。ピアノは動くし、冷蔵庫や食器棚、本棚、タンスは倒れて中身が飛び出し、砕け散ったりと、めちゃくちゃではあったけれど、家族も、そして後に分かったことだが、友達や知り合いも無事だった。

余震に怯える日々に疲れ果て、またガス・水の供給がストップした生活から逃れるため、三日目の朝、父の田舎に家族で避難することが決まった。車一台で、父・母・母方祖母・妹と私で、片道三時間の道を走った。最小限の荷造りをして、いつ戻れるか分からないまま家を出る時、「あたり前」と思っていた生活が、一瞬にして壊れ去り、「あたり前」とは何なのか、文明とは何なのかと強く思った。都会に住む私たちは、ガスや水、そして食料の供給が止まると、無力な存在だった。あの時は、「もっと真面目に勉強しておけばよかった」「教科書を持って行きたい」なんて真剣に思ったものだ。喉元過ぎればになってしまったが。

その頃好きだった言葉（というか花なのだが）は、「日々草」。これは私の勝手なイメージだったのだけれど、小さな花を懸命に、日々咲かせる花と思い、日々を大切に生きたいとの思いから、好きだった。

そして、高校を卒業して次のステージに向かう頃に、本の中で出会い好きになった言葉が、「心のおもくままに行くがいい」というものだった。それから、銀色夏生さんの詩「君はおりこう みんな知らないけど」というもの。こんな詩だ。

君はおりこう
みんな知らないけど
君はおりこう
みんな知らないだけ
君はおりこう
僕も知らないけど

高校を卒業して今に至るまで、色んな人や色んなことに出会い、そして色んな挫折を味わい、立ち止まり、方向転換したり、戻ったり、悲喜こもごもありながら過ごす中で好きだった言葉たちは…

- “ There's no easy way out. ”（楽な道なんてない）
- “ Go for your dreams. ”（夢に向かって進め）
- “ To fly, we must have resistance. ”（飛ぶためには、抵抗がなくてはならない）
- “ Not everything that is faced can be changed, but nothing can be changed until it is faced. ”（直面したこと全てに変化が起こるわけではないけれど、直面しない限り、何ごとも変化しない）

・“ Time you enjoy wasting was not wasted. ”（無駄に過ごすのを楽しんだ時間は、無駄な時間ではなかった）

等々。なかなか青臭くて、ナイーブな響きばかりだけれど…。

若者時代を卒業しかけ（？）の今の私、そして、子どもオンブズの相談員である私自身に言い聞かせ、時には鼓舞する言葉が二つ。「覚悟をする」というものと、「私が何か出来るわけではない」というもの。

「覚悟をする」は、時に自信のなさや傷つきを怖れて、何かしら理由をつけて、腰を引いてしまいそうな時に、自分の今の手持ちの力で、きちんと相手やその状況に向き合おうというもの。覚悟をすると、案外しっかり向き合える。

「私が何か出来るわけではない」は、ともすると相手を慮り、相手のために何かしようと先走ってしまいそうな時に言い聞かせる言葉。それは結局、相手が主体的に問題解決する力を奪うことになってしまう。子どもオンブズとは、「人生をこじらせた」誰かが、必要な際にそばにいて、その人の問題解決の過程に参加させてもらうこと。誰かが言っていたことだけれど、言わば、ケガをした人が、また自分で歩くようになるまでのお手伝いをする「松葉杖」のようなものなのかもしれない。

何はともあれ、私のナイーブで青臭い日々の思い出が、誰かの、何かの、出会いとなれば、幸いです。

言葉あつめが好きな私から、少年少女、そして若者時代を生きるあなたに送る言葉。

「まずは、ちょっと “ いいな ” とか “ おもろいな ” と思うところから始めてみたら、繋がっていく道もあるよ。はたまた、違うと思ったら、立ち止まって方向転換ややり直しをしたらいいよ。いつでも、それは出来るから」。そして、「どんな道を進むとしても（時には道を変えたり、戻ったりすることもあるかもやけれど）、あなたがそこで、“ まんざらでもない ” と感じ、根を張り、人生を育んでいくことを、信じているよ」。

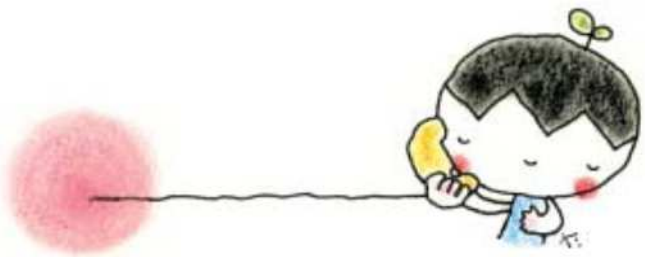

自分を受け入れてくれる存在

相談員　　平野　裕子

私は映画を観ることが好きで、なかでも子どもを中心に描いたものをよく観ます。好きな映画はたくさんあるのですが、今回紹介したいのは『おばあちゃんの家』（2002 年：イ・ジョンヒャン監督）という韓国の映画。サンウという７歳くらいの少年のことを描いたもので、とても素敵なお話です。

ソウルの都会で母親と二人で暮らすサンウは、母親が仕事を探すあいだ、田舎のおばあちゃんの家でひと夏を過ごすことになります。初めて会うおばあちゃんは、生まれつき耳が悪くて話すこともできないし、文字の読み書きもできません。都会の暮らししか経験したことのないサンウにとって、田舎でのおばあちゃんとの二人の生活は不満だらけ。持って来たゲームもすぐに電池切れになって、その電池すら田舎では手に入りません。それで思うようにならない苛立ちを、サンウはおばあちゃんにぶつけます。部屋の壁に落書きをしたり、おばあちゃんの作ってくれたごはんを拒んでソウルからもってきた缶詰ばかりを食べたり、一つしかないおばあちゃんの靴を隠したり……。でも、そんなサンウをおばあちゃんは叱りません。ことばはなくても、サンウの願いを叶えようと一心に努力します。ある日、ソウルから持ってきた缶詰がなくなって、何も食べようとしないサンウをおばあちゃんは不安そうに見つめます。そこで「ケンタッキーフライドチキンが食べたい」とサンウが言うと、それがどんなものかは分からないけれども、サンウの身振り手振りから察して、雨の中を遠くの市場まで出かけて行ってニワトリを求め、それをまるごと煮て出すおばあちゃん。出てきたチキンがケンタッキーじゃないとだだをこねて食べないサンウ。そんなやりとりがいくつも繰り返されて……それでも時間とともに少しずつ二人の距離は縮まります。

雨の中ニワトリを買ってきた次の日、風邪をひいて寝込んでしまったおばあちゃんをサンウは看病します。一人暮らしのおばあちゃんには他に誰も世話をする人はいないのです。こうしてサンウが少しずつ心を開き、おばあちゃんへの愛情が生まれてきたとき、夏休みももう終わりに近づいていました。そしてお母さんから迎えに行くという手紙が届いて、二人に別れがやってきます。興味深いのはそのときのサンウの気持ちです。

あんなに嫌だったはずのおばあちゃんとの暮らしがとうとう終わるという前夜、これからも山の中の一軒家でたった一人生きていかなければならないおばあちゃんのことを思って、サンウは泣いてしまいます。おばあちゃんを一人残してソウルに戻らなければならない辛さ、これまでおばあちゃんにいっぱい嫌なことをしてきたことへの後ろめたさ、そしていまさら照れくさくておばあちゃんへの思いを素直に語れない恥じらい、そうした気持

ちがないまぜになって、サンウは最後になんとも言えない顔で、またもとの一人暮らしに戻るおばあちゃんを気遣いながら別れます。

この映画を観た人は、おばあちゃんにわがままの限りを尽くすサンウに苛立ちを感じると思います。私も観ていて、「ここまでしなくても」とハラハラするような場面がたくさんありました。でも少し角度をかえて、サンウの立場になって考えてみると、みえる景色が違ってきます。母親の都合で、突然会ったこともないおばあちゃんの家に連れてこられ、言葉も通じず、いままでとまったく違う不自由な生活を送らなくてはならないうえに、頼りの母親がいなくて心細い思いで日々を過ごさなければならなくなったのです。そうした状況を考えれば、サンウがなかなか素直になれなかったことも無理はありません。そんななかでサンウは自分の不満をおばあちゃんに思いっきりぶつけたのです。サンウの姿を見ながら、私のなかにも、サンウぐらいの年だった頃、無理なわがままを言ってまわりを困らせたほろ苦い思い出がいくつも浮かんできました。思い起こしてみれば、そのときの私自身もまた、厳しく叱られるより、むしろ優しく見守られるほうがぐっと胸にこたえたように思います。

子ども時代のそんな経験は誰にもあるのではないでしょうか。もちろん、子どもだからといってやってはいけないこと、許されないことはあります。けれど、たとえ自分がどんなことをやろうとも、また自分がどんな人間であろうとも、その自分を丸ごと受け入れてくれる関係が周囲にあってこそ、子どもは正直になれたり、人に優しくなれたりするものです。人は自分の存在をしっかり受け入れてもらえる場所があってはじめて、他者を尊重したり受け入れたりできるのだと思います。サンウのわがままにただ従っているだけのように見えるおばあちゃんは、一見弱く、子どもの言いなりになっているようでいて、実はそれによって子ども自身のもつ強さを引き出しているのではないでしょうか。映画に出てくるこのおばあちゃんのようにはなかなかなれませんが、私も子どもとの日々の出会いのなかで、そうした関わりを大切にしていきたいと思います。

自分のペースで、すこしずつ

相談員　　船越　愛絵

わたしはスポーツを見ることが好きです。中でもフィギュアスケートは、2006 年のトリノオリンピックからずっと見つづけている、大好きなスポーツのひとつです。運動オンチのわたしからすると、氷の上で「すべれる」だけでもすごい！と思うのに（わたしは「歩く」のがせいいっぱいです……）、それがくるくる回ったり、跳んだりするものだから、はじめて見たときに感動して、ぐーっとひきつけられました。ルールで制限がある中でも、選手たちはそれぞれの個性を出していて、とてもうつくしくて、楽しくて、ほんとうに「きらきらした世界」で、あこがれたのをよく覚えています。

けれどこれほど好きなのに、フィギュアスケートは、そしてその選手たちは、もうずいぶん長く、わたしにとって、あこがれてはいるけれど現実ではない、とても遠い世界にある存在でした。なんだか才能にあふれた、特別なひとたちで、わたしとはまったく違う人間のように感じていたのです。けれどある時、応援しているある選手のインタビュー記事で、「やるべきことをやって、一生けんめい努力もしているのに、前に進めない」ということばを見て、ああ、これはとてもわかるな、と思ったのです。

がんばっている。ひとより……と言えるかどうかはわからないけど、とにかく自分なりのせいいっぱいは、尽くしている。でも、うまくいかない。やり方が間違っているのかもしれない。でも、いろいろ試したり、アドバイスをもらっても、どうしてもうまくいかない。ちっとも前に進めない。もういっそ、わたしじゃなくてあのひとだったらうまくいくのに、なんて、どうしようもないことを考えたりする。だけどこれはわたし自身の問題だから、わたしがなんとかするしかない。それはとてもよくわかっている。わかっているけれど、わかっているからこそ、がんばってもうまくいかないことが、すごく、苦しい。

わたしはちっとも要領がよくないし、どちらかというと不器用なほうなので、こんな迷路に迷いこんでしまうことが、とてもよくあります。そんなときは、がんばること自体が無意味に思えてしまったり、自分ってほんとにダメだな、と思ってしまったり、放っておくと、どんどん沈んでしまうのです。

でも、あんなに遠く、きらきらして、才能にあふれているように見えた選手たちも、わたしと同じようにうまくいかなくて悩んだり、落ち込んだりすることもある。そんな中で、がんばっている。だったら、わたしだって、そんなにダメじゃないのかも。もうすこし、やれるのかもしれない。先ほどの選手のことばを知って、そんなふうに思うようになりました。

そして、（あんまり自信はないから、小さな心の声で）ひょっとして……とも、思うので

す。ひょっとして、わたしのがんばりも、わたしの知らないところで、だれかの支えになっているのかも。だったら、うまくいかなかったがんばりも、無駄じゃなかったのかも、と。

そんなふうに思えるようになってから、すこし力が抜けて、うまくいかないときにはえいや！と思い切って、どっぷりお休みするようになりました。好きな映画をみたり、趣味のものづくりをしたり、うーんと寝たり。うまくいかないときは、そんなふうにお休みすることをいけないことだと思ってしまったり、焦ったりしてしまうこともあるけれど、でも、お休みだってとても大切です。すこしずつためていった「楽しい」や「うれしい」は、新しいなにかにつながっているかもしれない。ゆっくりお休みして、こころにゆとりができると、そこにあった、でも今まで気づかなかったなにかを大切だと思えるようになるかもしれない。そんな可能性がたくさんある時間なのです。

がんばってもうまくいかないことは、この先もきっとたくさんある。でも、がんばったことって、無駄じゃない。もしかすると、あなたの知らないうちに、だれかがあなたのがんばりにはげまされたり、支えられたりしているかもしれない。そんなふうに考えて、自分のペースですこしずつ、たくさんの「楽しい」や「うれしい」を拾いながら歩くのも、悪くないんじゃないかな、と思うのです。

※これらは、子どもたちにより親しみをもってもらえるようにと、専門員の宮島繁成さん（弁護士）がイラスト及びデザインを手がけて作成されたオンブズパーソンのポスターです。

IV

オンブズパーソンの調査活動

2014 年次の調査状況

2014 年次に扱った調査案件のあらまし

Ⅳ オンブズパーソンの調査活動

オンブズパーソンの調査は、相談者や子どもから「擁護・救済の申立て」を受け付けて実施する場合と、オンブズパーソンが独自に入手した情報により自己の発意によって実施する場合とがあります。どちらも、オンブズパーソンが、条例第 6 条各号（p.13 参照）のいずれかに該当すると認める場合に、調査を実施します。

条例は、オンブズパーソンに市の機関に対する調査権（条例第 11 条）、勧告及び意見表明権（条例第 15 条第 1 項及び第 2 項）を付与しており、市の機関に対しては、「オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重し、積極的に協力、援助しなければならない」（条例第 8 条）と規定し、あわせて、勧告・意見表明等の尊重義務（条例第 15 条第 3 項）を課しています。

さらに、市の機関は、勧告や意見表明を受けて実施した措置等に関してオンブズパーソンから報告を求められれば、これに応じる義務を負っています（第 17 条）。

以上のような条例上の手続きに従って、調査活動を行います。調査では、主に聞き取り調査を中心に関係する機関や個人との相互理解を深めることを重視しています。調査の目的は、あくまでも「子どもの最善の利益」を実現するためであり、そのために学校や行政などを含む市の機関に対して、建設的な対話に努め、それぞれの役割における具体的な取り組みを促し、支援していくことです。

オンブズパーソンが行う「条例上の対処」には次のものがあります。

▽**「勧告」または「是正等申入れ」**（第 15 条第 1 項）

「勧告」は、市の関係機関の行為等の是正や改善をオンブズパーソンが関係機関に直接求めることです。それを書面のみにて行うのが「是正等申入れ」です。

▽**「意見表明」または「改善等申入れ」**（第 15 条第 2 項）

「意見表明」は、制度等の改善または見直しをオンブズパーソンが市の関係機関に直接求めることです。それを書面のみにて行うのが「改善等申入れ」です。

▽**「要望」**（第 16 条第 1 項）

市の機関以外の機関等に、特に是正等を要望する必要があるときに行います。

▽**「結果通知」**（第 16 条第 2 項）

「勧告」または「意見表明」等を行うまでの必要は認められないものの、関係機関等にオンブズパーソンからの注意喚起または情報提供等が必要と認められる場合、判断所見を付した調査結果を文書で通知します。

▽**「公表」**（第 18 条）

「勧告」や「意見表明」等の内容を市民や不特定多数の人々に発表します。オンブズパーソンの総意において必要と認められた場合は、市広報等の公的手段、マスコミ等の社会的手段、その他オンブズパーソンが必要と判断する方法等により公表を行います。

2014 年次の調査状況

申立てによる調査

2014 年次は、「子どもの人権の擁護及び救済の申立て」（条例第 10 条第 2 項）を受け付けた案件はありませんでしたが、独自入手情報に基づいて自己の発意により調査を実施した案件が 1 件あり、延べ 77 回の聞き取り調査等（連絡調整を含む）を行いました。なお、2013 年 12 月に申立てを受け付けた案件が 1 件ありましたが、申立て事項の審議の結果、調査は実施せず、相談活動の一環としての調整活動として対処することとしました。

条例上の対処

自己の発意により調査を実施した 1 案件について、条例上の対処を行いました。

2014 年次に扱った調査案件のあらまし

2014 年次に扱った 2 案件（調査不実施 1 案件を含む）について、「子どもの最善の利益」を図る公益確保の観点から、以下にその概要を報告します。

① 2013 年申立て第 1 号案件

本件概要	学校内で起こったトラブルに対する学校の対応及び学級崩壊に関する申立て
申立人	保護者
調査不実施の理由	申立て事項の内容は、条例第 6 条第 1 号（子どもの人権侵害の救済に関すること）及び第 2 号（子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること）に規定する職務事項に該当するものと認識したが、当該子どもをめぐる事態の改善にあたっては、関係者の過去の行為事実等の確認に重きを置くのではなく、当該子どもが学校生活を安心して過ごせるよう、関係するおとなが相互に協力し対話を積み重ねていくことが「子どもの最善の利益」の確保において重要であると考えられた。 以上により、調査を実施するよりも相談活動の一環としての調整活動として取り扱うことが適切と判断した。 また、上記の判断については申立人に説明の上、理解を得た。

② 2014 年自己発意第 1 号案件

本件概要	『川西市学校給食食物アレルギー対応マニュアル』の運用における子どもの権利の不当な制限に関する問題
独自入手情報等	本件にかかわる保護者からの相談、学校及び市教育委員会とのやりとりをもとに、2009 年 9 月より施行されている『川西市学校給食食物アレルギー対応マニュアル』（以下「マニュアル」という。）の運用実態に関する自己発意調査の実施を決定した。
自己発意の趣旨	食物アレルギーのある姉妹の学校給食における対応について、姉の入学時点（2008 年度）ではマニュアルが作成されていなかったが、保護者と学校の間での密なやりとりに基づいて、調理工程において安全性を損なうことなく対応が可能な場合には、料理ごとに原因食品を取り除く等の対応が行われてきた。 しかし、当該子ども（妹）への対応についての入学前の事前相談では、市教育委員会は、マニュアル施行後に入学した子どもについては卵以外の原因食品についての個別対応は行わないので、卵除去の対応に関すること以外の相談には応じられないとの見解を繰り返し、学校も、市教育委員会が卵除去のみの対応に統一するという見解を示している以上、当該子どもに対して姉と同様の対応はできないとの見解を固持し続けた。その結果、当該子どもの入学後、姉には原因食品が除去された給食が提供されている日でも、当該子どもは自宅から弁当を持参せざるを得ない状況が生じることとなった。 マニュアル施行前より姉に対して行われていた対応は、子どもの人権保障の観点から見て優れたものであったと評価でき、またマニュアルの記載内容を検討したところ、卵以外の原因食品についての個別的対応を制限するものではないと解せられた。それにもかかわらず、当該子どもに関しては、現状において可能な対応について学校と協議・相談する機会を奪われ、当該子どもの「最善の利益」が損なわれたことが懸念された。また、マニュアルが過度に画一的に運用されることにより、当該子ども以外にも現に不利益を被っている子どもがいないかどうかが懸念された。 上記の事態について、オンブズパーソンは、条例第 6 条第 2 号（子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること）に定める職務事項に該当すると判断し、市内小学校におけるマニュアルの運用実態を把握することを目的として、自己の発意により調査を実施することとした。

調査の結果	オンブズパーソンは、当該子どもとその保護者に加えて、食物アレルギーのある複数の子ども及び保護者、市教育委員会関係者、市内小・中学校の食物アレルギー対応に関わる教職員（養護教諭、栄養教諭、調理師）への聞き取り調査等を計 77 回行った。教職員に対しては、聞き取り調査に先立って、各学校及び各職種の食物アレルギー対応の実際を把握する趣旨で質問紙調査も実施した。 調査の結果、市内小学校における食物アレルギー対応の現状と課題を以下の通り確認した。 **①学校給食における食物アレルギー対応の実際** 市教育委員会は、マニュアルの運用に関して、卵の除去食提供及び牛乳の飲用停止措置以外の対応に関して具体的な相談には応じられないとしてきたが、各学校では卵以外の原因食品に関しても保護者との連携の下、多様な対応がなされていることが確認された。ただ、子どもの安全確保を前提とした上で、可能な限り教育の一環としての学校給食の機会を享受できるようにするという積極的な姿勢に基づいてなされている対応がある一方、安全確保が最優先であるという名目で、学校側が過度に消極的な姿勢を示し、子どもの権利が不当に制限される不利益が及んでいる実態も浮かび上がった。 **②事故及び事故未遂の実態と事故防止の取り組み** マニュアル施行後、市内小学校では計 35 件の事故及び事故未遂が起きていることが確認できた。誤食事故のなかには、子どもが救急搬送された事例もあった。ただし、事故及び事故未遂事例の検討結果からは、子ども本人・担任・周囲の子どもたちそれぞれの安全確保に関する認識が高まれば、事故を回避できる可能性が高まることが示唆された。 **③学校生活上の配慮事項** 調理実習など食物を取り扱う教育活動や、校外行事（修学旅行・自然学校など）の際の配慮事項等についての各学校での取り組み状況を確認した。食物アレルギーのある子どもが学校生活を安全にかつ楽しく過ごせるためのさまざまな取り組みを進めるには、学校と保護者の信頼関係に基づく連携が欠かせないものであり、その信頼関係の形成においては、とりわけ学校が日々の教育活動を通じて個々の子どもに必要な手立てを検討し、保護者に提示していくという積極的な姿勢が重要であることが示された。 **④食物アレルギー対応の推進にかかる市教育委員会の取り組み** 市内小学校における食物アレルギー対応の推進に向けた条件整備と

	して、市教育委員会がどのような取り組みを行っているのかを確認したところ、市教育委員会は各学校におけるマニュアルの運用実態を具体的に把握していないことがわかった。また、マニュアル施行後に各学校で発生した事故及び事故未遂事例を集約・検討し、再発防止策の立案・実施につなげていく仕組みも存在しなかった。さらに、全教職員が食物アレルギー対応について共通認識を持てるようにするための研修体制等も明確に位置づけられていなかった。 　このように、各学校が個々の子どもの実情に即した対応を進めていくための条件整備が十分に行われないまま、マニュアル施行前から可能となっていた対応については校長の裁量を認めないとして、各学校における教育活動に制限をかけることとなっている現状が明らかとなった。
条例上の対処	食物アレルギーのある子どもの「最善の利益」を保障する観点から、市教育長に対し、マニュアルの運用の改善及び市内小学校における食物アレルギー対応の推進に向けたさらなる条件整備等を求める「意見表明」（2014 年 12 月 25 日付）を行った。 　また、食物アレルギーのある子どもが年々増加し、食物アレルギー対応への関心が高まっている近年の状況を鑑みて、「意見表明」及びその根拠となる「2014 年自己発意第 1 号にかかる調査結果及び判断」（調査結果の詳細を記した添付資料を含む）について、条例第 18 条に定める公表の対象とし、市政情報コーナーでの閲覧に供するものとした。
対処後の経過	「意見表明」において具体的な是正・改善を求めた 11 項目のうち 5 項目に関しては、条例第 17 条第 2 項が定める期日（2015 年 2 月 22 日）までにオンブズパーソンへの措置報告を行うよう要請している。

≪公開事項≫

2014 年 12 月 25 日付「意見表明」（条例第 15 条第 2 項）

オンブズパーソン 発、市教育長 宛

意見表明

　川西市子どもの人権オンブズパーソン条例（以下「条例」という。）第 15 条第 2 項の規定により、下記のとおり意見表明を行います。

　オンブズパーソンは、貴委員会が本意見表明の尊重をもって、「一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保する」（条例第 1 条）よう、市内小学校における食物アレルギー対応の推進により積極的な姿勢で取り組まれることを、心より期待します。

意見表明の趣旨

オンブズパーソンは、市教育委員会が阪神間で最初に小学校給食において週 5 回の「完全米飯給食」を実現し、和食献立を増やして、地産地消にも取り組み、学校給食を食育推進の生きた教材として活用するなど､子どもたちに美味しく豊かな給食を提供すべく尽力してきたこと、同時に 2009 年には『川西市学校給食食物アレルギー対応マニュアル』（以下「マニュアル」という。）を作成しこれを実施してきたことを評価しています。

しかしながら、今回、このマニュアルの運用実態に問題を感じざるを得ない事例があり、オンブズパーソンとして自己の発意により本調査を行うことになりました。その結果、市内小学校における食物アレルギー対応の一部に、「子どもの最善の利益」（子どもの権利条約第 3 条）の確保に欠ける実態があることが明らかとなりました。市教育委員会におかれましては、この意見表明の趣旨を受けとめ、必要な教育条件の整備に取り組むとともに、マニュアルの解釈・運用に関しては、個々の子どもの実情に即した対応を図り、各学校の主体性を喚起し、その裁量を尊重することにより、食物アレルギーのある子どもの権利を不当に制限することがないように求めるものです。

食物アレルギーのある子どもが安全にかつ楽しく学校生活を過ごせる環境づくりのためには、具体的対応の決定プロセスにおける子ども参加の促進、市教育委員会・学校・保護者の三者間でのパートナーシップの形成が求められます。とりわけ、市教育委員会におかれましては、マニュアルに基づく市内小学校での食物アレルギー対応の推進を図るために、下記の事項について是正・改善の措置を講じられますよう、意見表明いたします。

≪マニュアルの運用に関して≫

1．保護者からの個別相談に誠実に応じた上で、基本的対応と定められている卵の除去食提供等と、個々の子どもの実情に即した可能な範囲での個別的対応を柔軟に組み合わせた運用を行うこと。

2．上記の姿勢に基づいて、各学校が個々の子どもの実情に即した柔軟かつ積極的な対応を行うよう促し、また現に上記の姿勢に基づいてマニュアルの運用がなされている学校については、柔軟かつ積極的な対応が維持発展するよう支援すること。

3．食物アレルギーのある子どもの権利が不当に制限されている消極的な対応については改善するよう促すこと。また、本調査において確認された、子どもの権利が不当に制限されている事例、及びそのおそれのある事例については、個々に実態把握を行い、必要な場合には、是正・改善のための措置を講じること。

4．食物アレルギーのある子どもへの対応について、学校と保護者の間で建設的な対話が困難な事態に陥った場合等に、保護者が気軽に相談できる相談窓口の設置等を行い、保護者の側からもマニュアルの運用実態を継続的に把握し、必要な場合には、事態の改善に取り組むことができるような仕組みを整備すること。

5．マニュアルにおける「既に卵以外の原因食品について除去食対応を実施している学校は、その生徒が卒業するまで、現在の対応を継続するように努める」（p.5）という事項は、2008 年度以前の入学者に対する配慮の意図で設けられたものであることから、本年度をもって削除すること。

≪事故防止及びその推進にかかる当事者参画に関して≫

６．各学校で発生した事故事例、及び事故未遂事例を集約し、再発防止策の立案・実施につなげていくための仕組みを整備すること。

７．食物アレルギー対応における事故防止のあり方について、職種に関わらず管理職を含む全教職員が共通認識を持つことができるような広報・研修体制を構築すること。

８．事故防止に関する取り組みは、当事者である食物アレルギーのある子ども本人、及び保護者の参画に基づいて行われることとし、各学校における学校給食をはじめとする食育の取り組みが、食物アレルギーのある子どももない子どもも共に学ぶ機会として位置づけられ展開されるよう促すこと。

９．保護者・学校・市教育委員会の三者のパートナーシップに基づいて事故防止策を行うための前提条件として、食物アレルギーのある子どもの学校生活に関わるあらゆる事柄について保護者が必要とする情報の周知を徹底するための手立てを講じること。併せて、保護者同士の情報交換・相互支援の場や機会が設けられるよう促すこと。

≪今後の対応拡大を見据えた環境整備に関して≫

10. 教職員が安心して食物アレルギー対応にあたることができるような人的・物的環境の整備についてさらなる検討を進めること。

11. 上記の人的・物的環境整備の検討を進めることと並行して、除去食対応品目の拡大について検討を継続すること。

なお、上記３．４．５．６．７．の措置等については、条例第 17 条第 2 項が定める期日（2015 年 2 月 22 日）までに、オンブズパーソンにご報告いただき、その後も必要に応じて報告を行っていただくよう要請いたします。

意見表明の理由

2014 年自己発意第 1 号にかかる調査結果及び判断

Ⅰ　自己発意調査の実施に至る経緯

１．独自入手情報等

（１）市内小学校への入学を控えた子どもの保護者からの相談

2012 年、オンブズパーソンは、翌年 4 月に市内小学校への入学を控えた子ども（以下「当該子ども」という。）の保護者（以下「当該保護者」という。）から、学校給食における食物アレルギー対応に関する相談を受けました。相談の概要は、以下の通りです。

当該子どもの姉（当時、市内小学校 5 年生。以下「姉」という。）には、卵・乳製品・小麦を原因食品とする食物アレルギーがあり、その他にも発症のおそれがある食品として、ナッツ類・キウイ・ゴマがありました。姉は入学当初の 2008 年 4 月、給食の時間には、自宅から持参した弁当を他の子どもたちから離れたところで喫食していました。しかし、できるだけ他の子どもたちと一緒に給食が食べられるようにということで、担任教諭や調理師が中心となって保護者と頻繁にやりとりを行い、様子を見ながら、徐々に、卵などの原因食品を調理工程において安全性を損なうことなく取り除くことが可能な場合には、料理ごとに原因食品を取り除く対応が行われるようになりました。

2009 年 4 月に市教育委員会が『川西市学校給食食物アレルギー対応マニュアル』（以下「マニュアル」という。）を発行し、同年 9 月に施行されてからは、卵（鶏卵・うずら・マヨネーズ）の除去食提供、牛乳の飲用停止措置が行われるようになり、加えて、卵以外の原因食品についても、従来通り保護者と学校の間での密なやりとりに基づいて可能な範囲で料理ごとの対応が行われてきました。

このような一連の経過を通して、姉は給食の時間を学級の他の子どもたちと一緒に楽しく過ごすことができており、当該保護者は、学校では可能な範囲で最大限の配慮がなされていると感じていました。

当該子どもも、姉と同様に、卵・乳製品・小麦の食物アレルギーがあり、ナッツ類・キウイ・ゴマの喫食も避けていました。そこで当該保護者は、当該子どもの入学を控えた 2012 年 7 月、学校に、姉と同様の対応を希望する旨を伝えました。当初、学校は、市教育委員会の了承があれば姉と同様の調理工程上の対応が可能であると返答しました。ところが同年 9 月、市教育委員会は、マニュアル上、卵以外の原因食品について除去食対応は行わないことになっているとして、当該保護者の申し出には応じられないとの判断を示しました。その結果、学校も、卵以外の原因食品への対応について個別の相談には応じないとの見解を示すことになりました。

この一連の過程に、当該保護者は納得できない思いを抱きました。マニュアルの「除去食対応」とは、指定された原因食品（卵）について、全ての献立において一律に除去した対応を行うということです。一方、当該保護者の要望は、そうした一律の除去食対応を他の原因食品についても行ってほしいというものではなく、調理工程上、安全性を損なうことなく現実的に対応可能な料理について、姉の場合と同様に、保護者との連携の下に個別に対応してほしいというものでした。例えば、肉団子のつなぎにパン粉を使用しない、ヨーグルトサラダにヨーグルトをかけずに提供する、ちゃんこ鍋の仕上げ段階でゴマやゴマ油を加える前に取り分ける等です。この要望に応じられないとの市教育委員会の回答を受けて、当該保護者は、入学年度がマニュアル施行以前かそれ以降かの違いによって、現に対応できている事柄であっても一切対応できないとし、相談にも応じないことに疑問を感じています。

（２）相談への対応の経過

オンブズパーソンは、マニュアル発行前の 2008 年の段階で、市教育長に対し、学校給食における食物アレルギー対応に関する「意見表明」（2008 年 12 月 25 日付）を行い、食物アレルギーのある子どもも他の子どもも一緒に給食の時間を安心して楽しく過ごせることを基本方針とすること、この基本方針の具体化に向けて、食物アレルギーのある子どもの「健康への権利に配慮した特別な給食対応（ケア）」の面では各学校の裁量を尊重しつつ、大きな枠組みとしての指針を示すべきであること等を提起しました。

2009 年 4 月に市教育委員会が発行したマニュアルにおいても､学校での食物アレルギー対応の「基本的な考え方」として、「食物アレルギーを有する児童・生徒及びその保護者の学校生活に対する不安を解消するように配慮する」（p.5）ことが記され、「保護者と十分に話し合う機会を持ち、適切に判断」し、「対応の決定にあたっては、保護者からの個別相談に応じる場を設け」（p.5）、対応の具体的内容については「食物アレルギー対応実施基準にもとづき校長が決定する」（p.9）こととされています。食物アレルギーのある子どもや保護者の安心を第一にするというマニュアルの考え方は、「意見表明」の基本方針とも一致しており、オンブズパーソンは、このマニュアルが適切に運用されるなら、本市における学校給食の食物アレルギー

対応は子どもの人権保障の観点からも十分に期待できるものと考えてきました。

そこでオンブズパーソンは、当該子どもの問題の打開に向け、2012 年 10 月から 2013 年 2 月にかけて、5 回にわたり、学校と保護者及び市教育委員会との協議の場に同席し、学校には当該保護者からの相談に応じて対話を継続すべきこと、市教育委員会には一人ひとりの子どもの症状や状況をふまえた対応に関する各学校の裁量を尊重すべきことを伝えてきました。しかし、市教育委員会は、次のような見解を繰り返すだけでした。

①食物アレルギー対応は子どもの命に関わる問題であり、安全性の確保が最優先されるべきであるので、基本的対応の対象となる卵以外の個別対応はしない。

②マニュアル施行後の学校給食における除去食対応は、全ての学校で卵の除去に限るものと統一した。市内の小学校間で同じアレルギーのある子どもへの対応が異なると不公平になる。

③姉への対応は、あくまでも特例であり、マニュアル施行後に入学した子どもについては、卵除去に関すること以外の相談には対応できない。

また学校も、市教育委員会が卵除去のみの対応に統一するという見解を示している以上、当該子どもに姉と同様の対応はできないとの見解を固持し続けました。その結果、当該子どもへの具体的対応がどうあるべきかをめぐって、関係当事者間で見解の相違が埋まらないまま、2013 年 4 月、当該子どもの小学校入学を迎えることとなりました。

オンブズパーソンは、当該子どもの入学後も当該保護者との相談を継続してきましたが、入学前からの懸念通り、6 年生の姉には原因食品が取り除かれた給食が提供されている日であっても、1 年生の当該子どもは自宅から弁当を持参せざるを得ない日がひと月のうちに何日もありました。そして、姉が小学校を卒業した現在も、当該子どもは、姉の場合には喫食可能であった料理を喫食できず、自宅から弁当を持参しています。

当該子どもは、姉と対応が異なることに違和感を抱いています。また当該保護者は、当該子どもの置かれた現状に納得できないだけでなく、何よりも、卵の除去食に関すること以外は相談にすら一切応じないとの対応に、対話の困難さを訴えています。

２．自己発意調査の実施に関するオンブズパーソンの判断

オンブズパーソンは、マニュアル施行前から姉に対して行われていた対応は、「子どもの最善の利益」（子どもの権利条約第 3 条）を確保するという子どもの人権保障の観点から見て、優れた対応であったと評価しています。なぜなら、食物アレルギーのある子どもやその保護者の思いを十分に受けとめ、子どもの症状や子どもが置かれている状況、医師等の専門家の意見、小学校の人的・物的条件等を勘案して、安全性を確保した上で、可能な範囲で子どもの権利を保障してきたからです。そしてマニュアル施行後も、姉については、卵について一律に除去食提供を行うことを基本とした上で、それ以外の原因食品について個々の相談に応じて可能な範囲の対応を保護者との連携の下に行うという対応が続けられてきました。

ところが、当該子どもについては、市教育委員会は上記の理由で、姉と同様の個別対応はできないとする判断を示しました。

これについてオンブズパーソンは以下の点において問題があると考えます。

市教育委員会の理由①について：食物アレルギー対応において「安全性の確保」が最優先されるのは当然であるが、当該保護者はまさにその「安全性の確保」を前提とした上で個別的対応を求めて相談しているのであって、しかもその具体的な要望はマニュアル施行以前よ

り学校と保護者の間で協議・相談しながら可能な範囲で行われてきたことである。市教育委員会が卵の除去食提供以外の個別の相談には一切応じないとしたことには問題があったと考えざるを得ない。

市教育委員会の理由②について：マニュアルでは「『基本的対応』は卵の除去とする」としているのであって、卵以外の原因食品についての個別的対応を制限するものではない。また、食物アレルギー対応は個々の子どもに応じて多様にならざるを得ないもので、その個別的対応を形式的な公平・不公平で論じることはできない。

市教育委員会の理由③について：マニュアル施行前から行われていた姉への対応は「特例」ではなく、安全性を確保しつつ可能な範囲で、保護者と学校が個々に協議・相談しながら行っていたものである。そのような優れた実践を、市教育委員会は、マニュアル施行後になって「特例」と表現し、当該子どもに対して個別の相談には一切応じないとした結果、当該保護者は現状においても可能な対応について学校と協議・相談する機会を奪われ、学校給食の時間を他の子どもたちと一緒に安心して楽しく過ごすという、当該子どもの最善の利益が損なわれた懸念がある。

近年、食物アレルギーのある子どもが年々増加する現状の下、食物アレルギーのある子どもに対して、教育の一環としての学校給食の時間をどのように実りある経験として保障できるのかということは、子どもの人権の観点からも重要な課題です。しかし、当該子どもへの対応をめぐる一連の過程は、学校給食における食物アレルギー対応において、マニュアルの具体的運用の実態が「子どもの最善の利益」を実質的に確保するという観点からなされておらず、マニュアルに掲げられている「基本的な考え方」に反しているのではないかと懸念されるものでした。具体的には次の 4 点です。

①マニュアルが過度に画一的に運用されることにより、食物アレルギーのある子どもへの積極的な対応を行う上での学校裁量が制約される状況が生じていないか。

②当該子どもの事案のみならず、学校に十分な相談に応じてもらえないと感じている保護者、あるいはまた、子どもの学校生活に対して安心感や学校への信頼感を十分に抱けないと感じている保護者がいないか。

③また、保護者の学校給食のアレルギー対応における不安が払しょくされ、学校と十分な信頼関係を築いていけるように、給食の実施主体である市教育委員会が、十分な条件整備を行っているか。

④そして上記３点の結果として、現に不利益を被っている子どもがいないか。

以上より、オンブズパーソンは、川西市子どもの人権オンブズパーソン条例第 6 条第 2 号（子どもの人権擁護及び人権侵害の防止に関すること）に定める職務事項に該当すると判断し、市内小学校の学校給食における食物アレルギー対応におけるマニュアルの運用実態を把握することを目的として、同条例第 11 条第 3 項の規定に基づいて自己の発意により調査を実施することとしたものです。

Ⅱ　調査結果に基づくオンブズパーソンの判断

１．調査の方法

オンブズパーソンは、当該子ども及び当該保護者に加えて、食物アレルギーのある複数名の子ども及び保護者、市教育委員会関係者、市内小・中学校の食物アレルギー対応に関わる教職員（養護教諭、栄養教諭、調理師）への聞き取り調査等（連絡調整を含む）を計 77 回行いま

した。教職員に対しては、聞き取り調査に先立って、各学校及び各職種の食物アレルギー対応の実際を把握する趣旨で質問紙調査も実施しました。

なお、調査結果の詳細は、添付資料にて記載しており、ここでは、調査結果の概要を示しつつオンブズパーソンの判断を述べることとします。（注記：このレポートでは添付資料を省略しています。市役所 2 階の市政情報コーナーにて閲覧可能です。）

２．オンブズパーソンの判断

オンブズパーソンは、市教育委員会が阪神間で最初に小学校給食において週 5 回の「完全米飯給食」を実現し、和食献立を増やして、地産地消にも取り組み、学校給食を食育推進の生きた教材として活用するなど、子どもたちに美味しく豊かな給食を提供すべく尽力してきたこと、同時に 2009 年にはマニュアルを作成し市内全小学校で食物アレルギー対応を実施してきたことを評価しています。

マニュアル施行以前の各学校における食物アレルギー対応は、牛乳の飲用停止措置の他には、当該子どもの姉のように可能な範囲で料理ごとに原因食品を除去した給食提供の可否について検討してきた事例もあれば、卵アレルギーのある子どもに関してのみ除去食提供を行ってきた事例、あるいは学校給食における除去食提供は行わずに原因食品を含む全ての料理について弁当を持参してもらっていた事例もあり、個々の子どもへの対応にあたる教職員や学校の考え方によっても大きな差異が生じていたことが、本調査により確認できました。

マニュアル施行後、どの学校においても基本的対応として卵の除去食提供が実施されるようになった点は、食物アレルギー対応の前進と評価できるものと考えます。しかし、本調査の結果、市内小学校における食物アレルギー対応の一部に、マニュアルが過度に抑制的に運用されることで、「子どもの最善の利益」の確保に欠ける実態が生じていることが明らかとなりました。

オンブズパーソンは、学校給食における食物アレルギーのある子どもの「最善の利益」を保障するために、市教育委員会には以下の課題があるものと考えます。

（１）マニュアルの運用に関して

①保護者からの個別相談に誠実に応じた上で、基本的対応と可能な範囲での個別的対応を柔軟に組み合わせた運用を行うこと

市教育委員会は、マニュアルの「保護者からの個別相談に応じる」（p.6）という記述について、相談対象は卵除去の方法や内容のみであり、それ以外の原因食品への具体的対応に関する相談には「問い合わせ」以上の形では応じられないとの見解を示し、当該保護者に対しては、市内学校間で同じ食物アレルギーのある子どもへの対応が異なると不公平になるという理由で、相談に応じられないとしてきました。

しかし、今回の調査結果によれば、基本的対応と定められている卵の除去食提供等だけでなく、その他の原因食品への対応についても、個々の子どもの症状や状況に応じて、柔軟な個別的対応を行っている事例が少なからずありました。例えば、学校によっては、卵除去食の提供に際して、マヨネーズを除去した料理について専用のドレッシングを用いた味付けを行ったり、保護者から調味料を持参してもらい調理室で味付けに使用する等、食物アレルギーのある子どもができるだけ楽しく給食の時間を過ごせるように配慮がなされた事例がありました。また、卵以外の原因食品についても、それが含まれている料理については一律に弁当を持参してもら

うのではなく、個々の子どもに合わせて、その日の料理ごとに給食を食べるか、自分で除去して食べるのか、弁当を持参するのかを判断するといった柔軟な対応が行われている事例もありました。このような運用こそ、マニュアルの本来の趣旨に沿ったものと言えます。

そもそも、市教育委員会の見解に示されているような、同一の原因・症状・生活状況の「同じアレルギーのある子ども」というのは誰一人として存在しません。市教育委員会の見解は、食物アレルギー対応の実態から乖離しており、マニュアルの解釈・運用において過度に抑制的で適切性を欠くものです。マニュアルによって基本的対応が定められていても、学校給食の提供に関する様々な配慮事項について、適宜、保護者からの相談に応じた上で個別に対応の可否を検討し、可能な範囲で個々の子どもに応じた対応を行うのは当然のことです。

マニュアルの運用にあたっては、基本的対応と定められている卵の除去食提供等と、個々の子どもの実情に即した可能な範囲での個別的対応を柔軟に組み合わせた姿勢が重視されるべきであり、そのためには、保護者からの個別相談には個々に誠実に応じていくことが必要です。

②各学校における柔軟かつ積極的な対応の維持発展を支援すること

上記の柔軟かつ積極的な対応は、子どもの安心・安全を損なわない範囲でできる限り他の子どもと同じように学校給食を食べられる機会を保障するという基本姿勢の下に、学校と保護者の間で密な連携がなされることによりはじめて可能となるものです。ひるがえって、本調査の発端となった当該子どもの姉への対応も、この柔軟かつ積極的な対応が行われてきた事例の一つであって、決して「特例」となるものではありません。学校給食で提供される個々の料理ごとの対応について保護者と学校の間で具体的に検討することは、現行マニュアルの運用においても実際に行われていることであり、当該子どもの事例においても卵除去の方法や内容以外に関する相談に積極的に応じるのが、マニュアルの運用における本来のあり方と考えます。

市教育委員会におかれましては、各学校で個々の子どもの実情に即した柔軟かつ積極的な対応がなされることを促進し、現にこのような姿勢に基づいてマニュアルの運用がなされている学校については、柔軟かつ積極的な対応がさらに維持発展されるよう支援していただきたいと思います。

③子どもの権利の不当な制限に対する是正・改善を促すこと

一方で、本調査の発端となった当該子どもへの対応は、マニュアルが過度に抑制的に解釈・運用されることによって、「子どもの最善の利益」が損なわれているものと考えます。当該保護者は卵以外の原因食品を一律に除去する対応を求めていたのではなく、原因食品の含まれた個々の料理についてどのように対応が可能かの相談に応じてもらうことを求めていたものであって、この個別相談を拒む理由はありません。さらに、今回の調査結果からは、当該子どもの事例の他にも同様に子どもの権利が制限されており、改善が必要なものがありました。

主治医の所見ではその日の献立によって喫食可との判断がなされており、保護者も可能な範囲で給食の喫食を希望しているにも関わらず、安全確保が最優先であるという名目で、学校側が給食の提供に過度に消極的な姿勢を示し、本来なら食べられるはずの給食が食べられない状況になっている事例がありました。このような対応は、保護者と十分な連携をすることなく、学校側の過度に消極的な姿勢により、子どもの権利が不当に制限されているものと考えられ、マニュアルの趣旨に照らしても問題です。

またこの他にも、卵アレルギーの子どもに対して給食が提供されず全て弁当持参となってい

る事例もあり、こうした対応が子ども・保護者の納得の下に行われているのかどうかが懸念される事例がありました。

市教育委員会におかれましては、マニュアルの運用において、食物アレルギーのある子どもの権利が不当に制限されていないか検証し、消極的な対応が行われている事例については是正・改善を促していただきたいと思います。

④具体的対応における当事者の声をくみあげる相談窓口を設置すること

本調査において、上記のように、当該子どもの事例の他にも、子どもの権利が不当に制限されている事例あるいはそのおそれがある事例が潜在していることが明らかとなりました。このような事例においては、学校と保護者の信頼関係が十分に構築されていないことが考えられます。

また、学校に対して保護者が信頼感を持ちうるかどうかは、具体的対応の中身によるというより、対応決定のプロセスが重要であることも、本調査から明らかとなりました。学校によって一方的に対応決定されたと感じられるような場合には、保護者は学校との信頼関係を実感できず、疑問が残されたままになります。対応決定にあたっては、保護者にマニュアルの趣旨を正しく伝え、学校側の諸条件について具体的に説明を行うと同時に、保護者が、自らの思いを受けとめられ、学校側と十分に相談できたと感じられるように丁寧な対話を行い、保護者との間で信頼関係を構築していくことが必要です。

そのためにも、学校と保護者の間で建設的な対話が難しくなった場合には、保護者が気軽に相談できる窓口を市教育委員会に設置し、保護者の声をくみあげ、保護者の立場からみたマニュアルの運用実態を継続的に把握すると同時に、必要な場合には、事態の改善に取り組めるようにしていただきたいと思います。

⑤マニュアル施行以前に入学した子どもに対する配慮事項を削除すること

なお、マニュアルには「平成 21 年度から実施する基本的対応は、卵（鶏卵、うずら、マヨネーズ）の除去とする。ただし、既に卵以外の原因食品について除去食対応を実施している学校は、その生徒が卒業するまで、現在の対応を継続するように努める。」（p.5）との事項がありますが、これは、マニュアル施行により従来の対応が打ち切られることを危惧する子どもや保護者への配慮を示したものであり、それ以上でも以下でもないと考えます。

マニュアル施行から 6 年が経ち、2015 年度、市内小学校には、マニュアル施行前に入学した子どもは在籍しなくなることから、本年度をもって削除していただきたいと思います。

（２）事故防止及びその推進にかかる当事者参画に関して

①事故防止策の立案・実施のための仕組みを整備すること

本調査では、マニュアル施行後に計 35 件の事故及び事故未遂が認められました。子どもが救急搬送された事例もあり、けっして見過ごしてよいものではありません。しかし、市教育委員会には、これらの事例を継続的に集約し、原因分析を行い、その結果を関係者間で共有できるような仕組みが設けられていませんでした。学校現場では日々、事故が起きないように努力されていますが、事故及び事故未遂が起きてしまった場合には、それは今後の再発防止に活かされなければなりません。

したがって、市教育委員会におかれましては、各学校で発生した事故事例、及び事故未遂事

例を集約し、再発防止策の立案・実施につなげていくための仕組みを早急に整備していただきたいと思います。

②全教職員が共通認識を持つことができるような広報・研修体制を構築すること

マニュアル施行に先立つ 2009 年には、栄養教諭・養護教諭・調理師を対象としてマニュアル周知のための研修が行われ、2011 年にも食物アレルギー対応と緊急時のエピペン®使用に関する研修が行われましたが、それ以降は、市教育委員会が主催する食物アレルギーに関する研修は実施されていません。また、食物アレルギーに関する内容を扱う研修は、全教職員を対象としては実施されておらず、新任教員に対する研修においても明確に位置づけられていませんでした。

このような状況下で、食物アレルギーに対する基本的な知識に欠けていると言わざるを得ない教職員のいることが保護者から報告されています。例えば、食物アレルギーのある子どもに対して、学校での諸活動に支障をきたさないように原因食品に触れる練習を勧める等の事例がありました。また、養護教諭からは、全教職員を対象として広く食物アレルギーに関する内容を扱う研修を実施して欲しいという声があがっており、食物アレルギー対応については、全教職員間で共通認識を持つ必要があるにも関わらず、それが不十分である現状が示唆されています。

文部科学省が設置した「学校給食における食物アレルギー対応に関する調査協力者会議」による『今後の学校給食における食物アレルギー対応について（最終報告）』（2014 年 3 月）においても、市町村教育委員会が今後取り組むべきこととして、全教職員が各自に応じたアレルギー対応について継続的な研修を受けられるよう、研修の位置づけや質の確保、受講機会や時間の確保について働きかける必要があるとして、管理職研修や危機管理研修、校内研修への位置づけによって、継続的な取り組みとすることが提案されています。

食物アレルギー対応は、給食のみならず、修学旅行、自然学校、調理実習等、学校教育活動の様々な場面で求められており、全教職員が熟知しておく必要があります。市教育委員会におかれましては、食物アレルギー対応における事故防止のあり方について、職種に関わらず管理職を含む全教職員が、共通認識を持つことができるような広報・研修体制を構築していただきたいと思います。その際、マニュアルの内容やエピペン®の使用方法等の周知はもとより、食物アレルギーのある子どもやその保護者の思いに耳を傾ける機会を設け、生活者としての子どもの姿を理解し、当事者から学べる研修となるよう期待します。

③事故防止の取り組みを「共に学ぶ」教育活動として位置づけること

食物アレルギーのある子どもの学校生活上の事故防止においては、子ども本人が自らのアレルギーについて理解を深め、自分で自分の健康を守るための対処能力を身に付けていくこと、そして子ども本人・学級の他の子どもたち・担任の三者が安全確保への共通認識を持てるようにすることの重要性が、本調査から明らかになりました。

子ども本人の自己管理能力を育てることの重要性はマニュアルにも記されていますが、調査の結果から見えてきたのは、食物アレルギーの有無に関わらず誰もが安全に楽しく過ごせる学級づくりを志向し、学級ぐるみで事故防止のための創意工夫に取り組むことが、子ども同士の「共に生きる」関係を育み、一人ひとりの子どもの成長にもつながるということでした。これは、学校給食の時間に限らず、学校生活において「食」に関わるあらゆる活動に通じる大切な

示唆であるといえます。

市教育委員会におかれましては、事故防止に関する取り組みを当事者である食物アレルギーのある子ども本人、及び保護者の当事者参画に基づいて行うと当時に、各学校における学校給食をはじめとする食育の取り組みが、食物アレルギーのある子どももない子どもも共に学ぶ機会として位置づけられ展開されるよう促していただきたいと思います。

④保護者への情報の周知を徹底し、保護者同士の相互支援の場づくりを促すこと

学校給食における食物アレルギー対応は、直接的には子どもへの対応ですが、不安を抱えた保護者への支援も欠かすことができません。保護者の多くは、調理工程や喫食時だけでなく、配膳や下膳時においても危険なことが起きないか、調理実習や学校行事等で子どもが疎外感を味わうことがないか、あるいはまた、食物アレルギーが原因で友人関係にきしみが生じることがないか等、様々な不安を抱いていました。

本調査の結果、実際には、食物アレルギーのある子どもが給食の時間を安心・安全に過ごせるように、除去食調理や配膳・下膳に関して、各学校において様々な配慮や創意工夫が行われていましたが、そうした取り組みが保護者に十分伝えられていない場合もあります。それらの配慮や創意工夫が保護者に積極的に伝えられると、保護者の学校への信頼感を高めることができます。調理実習や学校行事において、保護者と事前に連絡をとり、十分な情報提供を行い、保護者参画の下で取り組んでいる学校もありましたが、一方で、保護者の要望が十分に伝わらず、コミュニケーションの困難を招いている例もありました。

その点で注目されるのは、学校から情報提供を行うだけでなく、保護者同士が情報交換できるような機会を設ける等の取り組みが行われている学校もあったことです。保護者同士で意見交換や相互支援がなされるこのような環境づくりはどの学校においても可能なはずです。

学校と保護者の信頼関係は、事故防止の観点からも欠かせません。市教育委員会におかれましては、保護者・学校・市教育委員会の三者のパートナーシップに基づいて事故防止策を行うため、保護者が必要とする情報を十分に周知するための手立てを講じる必要があります。併せて、保護者同士の情報交換・相互支援の場や機会が設けられるよう促していただきたいと思います。

（３）今後の対応拡大を見据えた環境整備に関して

①人的・物的環境の整備について検討を進めること

本調査の結果、各学校の調理現場では除去食提供の安心・安全のために細心の注意が払われ、様々な努力が行われていることが確認できましたが、除去食調理専用の施設設備が十分でないなかで、調理師からは緊張を強いられている現状があるとの訴えもありました。また、栄養教諭が全ての学校に配置されていないことについて、配置されていない学校の教職員からは、栄養教諭の役割を養護教諭が併せて担わなければならないことへの負担感が語られています。

このように食物アレルギー対応については、各学校の人的・物的環境は十分なものとは言えません。財政状況の厳しい折ではありますが、市教育委員会におかれましては、教職員が安心して食物アレルギー対応にあたることができるような環境整備の検討をさらに進めていただきたいと思います。

②除去食対応品目拡大をめぐる継続した検討を継続すること

オンブズパーソンは、市教育委員会からの「調査事項に対する回答について」（2014 年 5 月 12 日付）で示された、現段階ではすぐに着手できないとしても、「引き続き、除去食対応食品の拡大について検討を進めていくものである」との姿勢に大きな期待を寄せています。現行において、米飯給食の実施や、栄養教諭の献立作成上の工夫により、食物アレルギーのある子どもが一日でも多くみんなと同じ給食を食べられる日が増えるような取り組みが種々になされていることを評価しつつ、上記の人的・物的環境の整備の検討を進めることと並行して、除去食対応品目の拡大についての検討を継続していただきたいと思います。

III　結論

（p.42～44「意見表明」参照）

添付資料　－調査結果－

（添付資料は省略しています。市役所 2 階の市政情報コーナーにて閲覧可能です。）

以 上

※2014 年自己発意第 1 号案件で取り上げている『川西市学校給食食物アレルギー対応マニュアル』は、市ホームページからダウンロードできます。

表Ⅳ-1　申立て案件・自己発意案件の処理状況一覧（1999.6～2014.12）

	案件番号	申立て事項・独自入手情報	条例上の対処（実施対象の関係機関等）	公開／非公開
1	1999年申立て第1号	法的親子分離における親の面接交渉権に関する問題	99.12　結果通知（市教育情報センター） 99.12　結果通知（市福祉事務所）	公開
2	1999年申立て第2号	関係機関がかかわった結果の親子分離先が子どもにとって不適当・不利益であるとする問題	00.05　意見表明（市教育委員会） 00.08　意見表明（市福祉事務所）	公開
3	1999年申立て第3号	担任の指導における暴言等の問題	調査不実施・調整実施	―
4	1999年自己発意第1号	保育所での子どもの感染症予防問題	99.09　是正等申入れ（市福祉事務所） 99.12　是正等申入れ（市福祉事務所）	公開
5	1999年申立て第4号	部活動中の生徒の事故死の報道及び他の部活動における体罰の市教委情報公開文書に基づく類似事故の予防・制度改善提言への要望	02.02　結果通知（市教育委員会）	公開
6	2000年申立て第1号	部活動中の生徒の事故死（熱中症による死亡）の原因究明・再発防止策の確立等に関する問題	00.07　勧告・意見表明（市教育委員会） 00.07　結果通知（市長） 00.07　結果通知（当該学校）	公開
7	2000年申立て第2号	DVからの子ども救済とそれに伴う就学保障問題	01.10　結果通知（市教育委員会）	非公開
8	2000年自己発意第1号	子どもの転校受け入れに際する学校の対応の問題	00.11　勧告（市教育委員会） 00.11　勧告（当該学校） 02.12　調査打切り	非公開
9	2000年申立て第3号	小学生の学校外水死事故を契機とした生前の子ども同士の関係や学校の対応における問題	02.03　意見表明（市教育委員会）	公開
10	2001年申立て第1号	教員による体罰等と学校の事後対応の問題	01.04　是正等申入れ（当該学校） 01.07　意見表明（市教育委員会） 01.07　結果通知（市長）	公開
11	2001年申立て第2号	学校内での子ども同士の関係と学校の対応上（いじめ再発防止等）の問題	01.08　是正等申入れ（市教育委員会） 02.12　調査打切り	非公開
12	2001年自己発意第1号	学級崩壊に関する問題	02.03　第3年次報告書第3章で報告 02.12　調査打切り	公開
13	2002年申立て第1号	高校転学申込みに際する対応等の問題	02.08　調査打切り	非公開
14	2002年申立て第2号	子どもの福祉的措置を講じる際の関係機関の説明責任及び子どもの意見表明不尊重問題	03.03　結果通知（市教育委員会） 03.03　結果通知（当該学校） 03.03　結果通知（市保健福祉部）	公開
15	2002年申立て第3号	不登校の子どもに対する学校対応と公的支援に関する問題	調査不実施・調整実施	―
16	2002年申立て第4号	同上	調査不実施・調整実施	―
17	2002年申立て第5号	同上	調査不実施・調整実施	―
18	2002年申立て第6号	民間認可保育所における子どもへの「虐待」の疑いまたは「不適切な指導」その他の問題に関する当該施設の説明責任及び苦情解決責任に関する問題	02.08 より申立第8号と一体的に扱い対処	公開
19	2002年自己発意第1号	自然学校における補助員の入浴指導に際する不当制裁問題及び学校の対応等の問題	02.08　勧告（市教育委員会） 02.09　公表（市政記者クラブ）	公開
20	2002年申立て第7号	校則違反を理由として行われた生徒指導のあり方に関する問題	調査不実施・調整実施	―
21	2002年申立て第8号	民間認可保育所における子どもへの「虐待」の疑いまたは「不適切な指導」その他の問題に関する当該施設の説明責任及び苦情解決責任に関する問題	02.09　要望（当該施設） 02.11　意見表明（市保健福祉部） 02.11　結果通知（県県民生活部監査指導課） 03.03　要望（当該施設設置者） 03.03　意見表明（市保健福祉部） 03.03　公表（市政記者クラブ） 03.04　結果通知（県県民生活部監査指導課）	公開
22	2002年自己発意第2号	中学校における頭髪黒染め指導での健康被害問題	02.10　意見表明（市教育委員会） 02.11　公表（市政記者クラブ）	公開
23	2003年申立て第1号	いじめ被害及び子どもからの被害の訴えに対する教員の対応の問題	03.11　意見表明（市教育委員会）	公開
24	2003年申立て第2号	校則違反を理由として行われた生徒指導のあり方に関する問題	04.10　是正等申入れ（市教育委員会） 04.10　結果通知（当該学校）	公開
25	2003年申立て第3号	区域外通学の申請手続きにおける市教育委員会の対応の問題	03.11　対処の必要が認められず調査終結	―
26	2003年申立て第4号	子ども間で起こった事件への事後対応及びその後の子どもの不登校への学校の対応に関する問題	調査不実施・別件処理	―
27	2003年申立て第5号	生徒指導に関する問題	調査不実施・調整実施	―
28	2003年申立て第6号	教員の体罰等と学校の事後対応の問題	03.09　意見表明（市教育委員会） 03.09　結果通知（当該学校）	公開

29	2003年自己発意第1号	子ども間で起こった事件を端緒とした保護者間及び保護者と学校間の対立及び子どもの不登校への対応に関する問題	03.07 03.07 03.08 03.09	意見表明（市教育委員会） 改善等申入れ（当該学校） 要望（当該保護者） 結果通知（当該保護者）	非公開
30	2003年申立て第7号	いじめに対する学校の対応に関する問題		調査不実施	―
31	2004年申立て第1号	生徒指導における子どもの意見不尊重問題	04.06 04.06	結果通知（当該学校） 結果通知（市教育委員会）	非公開
32	2004年自己発意第1号	法律的な問題も含んだ子どもの人権侵害の疑い	05.06	結果通知（市教育委員会）	非公開
33	2004年申立て第2号	いじめ被害再発への不安及び学校内でのいじめに対する学校の対応に関する問題	04.12 04.12	結果通知（当該学校） 結果通知（市教育委員会）	公開
34	2004年申立て第3号	いじめ被害および被害の訴えに対する教員の対応の問題及び子どもの不登校	05.06 05.09	意見表明（当該学校） 意見表明（市教育委員会）	公開
35	2005年申立て第1号	教員による体罰及び校則違反を理由として行われた生徒指導のあり方に関する問題	05.08 05.08	勧告（市教育委員会） 勧告（当該学校）	公開
36	2005年申立て第2号	子どものいじめ被害と精神的苦痛への学校・市教育委員会の対応の問題	06.03	調査打切り	―
37	2006年申立て第1号	生徒指導における子どもの意見不尊重問題		調査不実施・調整実施	―
38	2006年申立て第2号	子ども間の暴力に対する学校の対応の問題	06.07	調査打切り	―
39	2007年申立て第1号	高校受験における志願変更申請への学校の対応とその後の進路指導に関する問題	07.11 07.11	意見表明（市教育委員会） 改善等申入れ（当該学校）	公開
40	2007年申立て第2号	教員による体罰及び校則違反を理由として行われた生徒指導のあり方に関する問題	08.03 08.04 08.08 08.09	是正等申入れ（当該学校） 意見表明（市教育委員会） 結果通知（当該学校） 結果通知（市教育委員会）	公開
41	2008年申立て第1号	小学校の学校給食における食物アレルギー対応に関する問題	08.12 08.12	意見表明（市教育委員会） 結果通知（当該学校）	公開
42	2008年申立て第2号	子ども・保護者と学校の間のトラブルに関する問題		調査不実施	―
43	2008年申立て第3号	いじめ被害及び被害の訴えへの学校の対応に関する問題	09.04 09.04	結果通知（市教育委員会） 結果通知（当該学校）	公開
44	2009年申立て第1号	いじめ被害及び被害の訴えへの学校の対応に関する問題	09.06	調査打切り	―
45	2010年申立て第1号	子どもへの指導及びその後の子どもの不登校に対する学校の対応に関する問題	10.08	調査打切り	―
46	2010年申立て第2号	学校行事で起きた逸脱行為をめぐる学校の対応及びその後の子どもの登校困難への対応に関する問題	11.03 11.03	結果通知（市教育委員会） 結果通知（当該学校）	公開
47	2011年申立て第1号	学校で起こった子ども同士のトラブルをめぐる学校対応及び小中連携の困難に関する問題	12.03	意見表明（市教育委員会）	公開
48	2011年申立て第2号	中学校での体罰及び生徒指導のあり方に関する問題	12.05 12.05	結果通知（市教育委員会） 結果通知（当該学校）	公開
49	2012年申立て第1号	中学校での生徒指導のあり方に関する問題	12.11	調査打切り	―
50	2012年申立て第2号	市内県立高校生の自殺といじめ被害を含む生前の生活状況との関連性、生前の学校の対応及び事後の遺族対応に関する問題	13.03 13.03 13.03 13.03 13.03	是正等要望（当該学校） 結果通知（県教育委員会） 条例第20条に基づく報告（市長） 案件処理通知（市教育委員会） 公表（市政記者クラブ）	公開
		上記問題をふまえた市としての再発防止策に関する提言『市内県立高校生事案の背景状況をふまえた今後の取り組みに関する提言 ―子どもの声を受けとめ、希望を語れる社会をつくるために―』	13.11 13.11 13.11	条例第6条第3号に基づく提言（市長・市こども家庭部） 条例第6条第3号に基づく提言（市教育委員会） 公表（市政記者クラブ）	公開
51	2013年申立て第1号	学校内で起こったトラブルに対する学校の対応及び学級崩壊に関する問題		調査不実施・調整実施	―
52	2014年自己発意第1号	『川西市学校給食食物アレルギー対応マニュアル』の運用における子どもの権利の不当な制限に関する問題	14.12	意見表明（市教育委員会）	公開

（注）「公開」は、条例上の対処に関する文書を、年次報告書への掲載ないしはオンブズパーソンが必要と認める方法により公表したもの（部分公開も含む）。

V

オンブズパーソンの広報･啓発活動

子どもへの広報･啓発

おとなへの広報･啓発

制度･活動に関する問い合わせや取材、視察、交流

V　オンブズパーソンの広報・啓発活動

条例は、オンブズパーソンの職務として、「子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること」（第 6 条第 2 号）を掲げています。特に子どもへの人権侵害を未然に防止する観点からは、相談や調査の活動とともに広報・啓発活動は重要です。

条例第 21 条では、市の機関の役割として、条例の趣旨とオンブズパーソン制度のしくみ等を子どもや市民に積極的に広報すること、子どもがオンブズパーソン制度を身近に活用できるようにするために必要な施策の推進に努めることが定められています。つまり、オンブズパーソンの広報・啓発活動はオンブズパーソンが単独で行うものではなく、市の機関が条例の趣旨をふまえ主体的にオンブズパーソンと連携しながら行うものです。

子どもたちに、オンブズパーソンをより身近な存在として知ってもらうため、リーフレットや電話カード、パンフレットの配布とともに、「子どもから顔の見えるオンブズパーソン」として、直接子どもたちや教育・福祉にかかわる人たちと出会う機会を積極的に設けるなど、今後も工夫が必要です。

2014 年次は、専門員の宮島繁成さんに依頼し、新たな子ども向け広報・啓発媒体として、下図のようなマンガ形式の上映スライド『こんなときオンブズ』を制作しました。

引き続き、オンブズパーソンからより効果的な発信ができるよう、市の関係機関と連携・協力しながら、広報・啓発活動に努めていきます。

子ども向け広報・啓発スライド『こんなときオンブズ』（一部抜粋）

表Ⅴ-1 オンブズパーソン等が講師等を務めた講演･研修等の実施回数
(2010 年次～2014 年次)

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
(A) 市機関職員等	3	5	5	7	5
市長部局職員 (保育士含む)	1			3	3
市教育委員会職員	1	1	3	2	2
市学校園教職員	1	2	2	2	
その他関係者		2			
(B) 市民等Ⅰ	5	4	13	7	3
民生委員児童委員				1	
人権擁護委員					
PTA･保護者関係	3	1	1	2	2
小学校区人権啓発推進委員	2	3	7	3	1
人権学習グループ			4		
その他			1	1	
(C) 市民等 (子どもを含む) Ⅱ	14	17	12	11	12
年次 活動報告会	1	1	1	1	1
子ども☆ほっとサロン	13	12	11	10	11
その他		4			
市内 (A＋B＋C) 合計	22	26	30	25	20
(D) 市外の団体等	29	29	13	13	18
地方自治体	11	13	6	3	6
その他団体	18	16	7	10	12
市内･市外 (A＋B＋C＋D)	51	55	43	38	38

(注 1) 「オンブズパーソン等」には、「専門員」と「相談員」も含む。

(注 2) 表中の (A) (B) (C) (D) は、次のものを指す。

(A) 市の機関が、行政･学校等の関係職員対象に行った研修等。

(B) 社会教育関係団体等が主催した学習会や、市の機関が市民等を対象に開催した講座等。

(C) オンブズパーソンが独自に主催した子ども、おとな、市民等を対象にした交流会等。

(D) 市外の自治体や議会、民間団体、大学、研究機関等によって開催された講演や研修等。

子どもへの広報･啓発

子ども向けリーフレット・電話カード等の配布

2014 年次も、市内の学校・園、保育所及び市内県立高校を通して、１学期には子ども向けリーフレット、２学期には電話カードを子どもたちに配布しました。中高生向けパンフレットは、卒業を控えた時期の中学３年生や学年末の時期の高校１年生に直接配布するなど、広報・啓発を行う上でより効果的かつ重要と思われる時期や学年等も検討しながら、さらに広報の充実に努めたいと考えています。

多くの相談者は、こうした広報物を見て電話をかけてくれています。毎年、広報物の配布後には一時的に子どもからの相談が増えるなど、目に見える効果があります。

小学校・養護学校の事務局見学

2014 年次も、5 月～6 月に、市内小学校の３年生と養護学校の児童による市役所見学が実施され、その際にオンブズパーソン事務局にも見学に訪れました。そこでは相談員が紙芝居を用いて、オンブズパーソンのことを説明したり、子どもには、事務局内の電話を使って、オンブズパーソンのフリーダイヤルに電話をかける「体験」をしてもらいました。また、市役所見学のなかった１か所の小学校には、オンブズと相談員が直接訪問し、スライド『こんなときオンブズ』（前掲）の上映などを行いました（写真）。

相談員は「困ったり悩んだりしたとき、どんな小さなことでもいいから､気軽に電話してね」と子どもに直接伝えます。事務局見学は、市内の子どもにオンブズパーソンを身近な存在として感じ取ってもらえる絶好の機会です。これを機に、子どもからの電話や訪問といった直接の相談が寄せられることもあります。

トライやる・ウィークでの中学生受け入れ

毎年 5 月～6 月、市内中学校において２年生がさまざまな事業所の協力を得て、職場体験活動を行います。2014 年次は、4 校から計 9 名の生徒がオンブズパーソン事務局にやってきて、一週間を過ごしました。

具体的には、オンブズパーソンと直接出会っての話し合いや、相談員との模擬研究協議といった活動を行いました。体験期間中に小学校３年生の事務局見学が重なっている場合には、紙芝居を使ってオンブズパーソンの説明にも挑戦してもらいました。

模擬研究協議は、子どもへの人権侵害にまつわる架空の相談について、みんなでざっくばらんに意見を出し合い、どうすれば困っている子どもが元気になるか、安心できるかを考えるという試みです。「子どもの最善の利益」の視点から問題解決に取り組むオンブズパーソンの仕事を体感してもらうことがねらいです。

どの生徒も、しっかりと問題状況や背景について考え、自分の意見や気持ちを表現する力を持っており、かかわった相談員も学ぶことが多かったです。

【「トライやる・ウィーク」において、オンブズパーソン事務局で体験活動した中学生の感想文から（一部抜粋）】

- この5日間で学んだことは、具体的にいうと、困っている人にはどのように接しているのか（接したらいいのか）。一つ一つを早くするより、一つ一つゆっくりでも「丁寧」にやること。難しいことでも、最後までやり通し、達成感を持つことです。
- 5日間活動して分かったことは、「人の話をしっかり親身になって聞くことはすごく大切だな」ということです。だから、これからはしっかり先生や友達の話を聞いていきたいと思いました。
- 小学校3年生へオンブズを紹介するもので（…略…）、小学生が帰るときに握手をしてくれて、それが「やりがいだな」と思いました。僕がオンブズで学んだこと、それは自分のやりたいことで、人の役に立てる仕事に就けば、やりがいにつながるということです。

「子ども☆ほっとサロン」の開催

原則月１回、子どもたち向けの広報・啓発活動の一環として開催しています。従来、参加者は中・高生が多かったのですが、近年の傾向として、小学生高学年の参加も増え、異年齢の子どもが共に過ごす空間となっています。以前オンブズパーソンに相談したことがある子どもを中心に、口コミでいろんな子どもたちがやって来ます。2014次の参加人数は延べ93人です。参加者の中には、不登校やいじめなどさまざまな問題を抱えている人もいますが、彼らにとって自由に安心して語り合う場になっているようです。

ほっとサロンに継続的に参加している子どもの中には、身近な地域に居場所がない子どももいます。いったん学校から離れてしまったら、子ども同士の人間関係を結ぶ機会が失われ、社会参加する自信も意欲も失われていきます。一方で、子どもは、学校に行けない状況にあっても、人と出会いたい、人とつながって何かに参加したいと願っています。ほっとサロンでは、デイキャンプやクリスマス会などの行事がありますが、みんなと一緒に楽しいことに参加する体験を通して、自信をつけている姿が見られました。安心できる人間関係と場を経験することができれば、子どもは積極的に人とかかわろうという意欲が増していきます。

市内には、子ども同士がゆるやかにつながれる活動の場が少ないことから、オンブズパーソンは子どもの“居場所づくり”を市に提言するなど、継続的な重要課題として問題提起しています。

表Ⅴ-2 「子ども☆ほっとサロン」の参加人数 （2014年次）

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
11人	7人	8人	10人	12人	6人	14人	―	6人	6人	6人	7人

おとなへの広報･啓発

市機関職員への広報・啓発

市の機関が行政・学校等の関係職員対象に主催した研修等に、オンブズパーソンが講師に招かれ開催されたものです。

2014 年次も教育委員会の協力のもと、小・中学校の校長会に参加し、直接意見交換する機会を持ちました。また、小学校の主催する人権講演会や市職員対象の人権研修、保育所の職員研修などにオンブズパーソンが講師として招かれました。

今後も、特に子どもに直接かかわる職員との対話の機会を増やしていけるよう、引き続き市の関係機関と連携・協力して、広報・啓発活動に努めていきます。

【主な広報・啓発】

・教育委員、教育委員会事務局及びこども家庭部の幹部職員との意見交換
・教育情報センター・青少年センター　2013 年次の活動報告及び意見交換
・市内小・中学校管理職との懇談
・市教育委員会「いじめ対応川西市ネットワーク会議」への出席
・市職員人権問題研修会
　浜田オンブズ　「いま何が子どもたちを生きづらくさせているのか～巣立ちのむずかしいこの時代のなかで～」

市民等対象の講演・研修会等（社会教育団体等の主催）

民生委員・児童委員、社会教育関係団体等が主催した講演や研修会、市の機関が市民等を対象に開催した講演等に、オンブズパーソンが講師として招かれたものです。

【主な講演・研修会等のテーマ】

・人権推進課　人権学習市民講座
　浜田オンブズ　「子どもの成長とおとなの理解」
・小学校区人権啓発推進委員会　人権講座
　井上オンブズ　「子どもと出会うあなたへ～好き？嫌い？伝わってるかなぁ…その気持ち」
・兵庫県国公立幼稚園阪神地区 PTA 連絡協議会　総会及び講演会
　浜田オンブズ　「自分のありのままで自尊感情をもてるために」

【人権学習市民講座「子どもの成長とおとなの理解」参加者の感想（一部抜粋）】

- 地域でも異世代空間で子どもが参加できる機会をいかにつくっていくのかの必要性を強く感じた。そのような機会の積み重ねが大切だと思う。一朝一夕には効果は出にくいと思いますが、今後の地域活動の参考にしたい。
- たしかに子どもが守られるだけの存在になっていては、自尊感情は育たないですよね。「ほめる」ことは大切だと思いますが、「喜び」をいろいろな場面で味わえるようにしていくことが、学校では大切だと思いました。

オンブズパーソン年次活動報告会の開催

2014 年 3 月 21 日に、「2013 年次活動報告会」をみつなかホール・文化サロンで開催し、市内外より約 80 名の参加を得ました。

第一部では、相談員より 1 年間の活動概況を報告しました。第二部では、オンブズパーソン専門員を務める田中俊英さん（一般社団法人 office ドーナツトーク代表）が基調講演「子ども・若者の希望を支える居場所づくり」を行い、その後、「希望を語れる社会をつくるために私たちにできること」と題したパネルディスカッションを行いました。

パネルディスカッションでは、田中俊英さんが大阪府で先駆的に取り組んでいる子ども・若者の居場所づくりの実践を参考例として、川西市における今後の子ども・若者支援のあり方について議論を行い、会場からも活発な質問や意見が寄せられました。

【2013 年次活動報告会　参加者の感想（一部抜粋）】

- 私自身も地域で“居場所づくり”をしたいと思っています。豊かに人生を送るということは、どういうことだろうか？とよく考えます。喜怒哀楽を表現し合い、自分らしさを認め合える場所。期待され過ぎると疲れるけれど、やっぱり期待されて人の役にたちたいという人間としての当たり前の欲を満たし合えるように。（中略）コテ先の解決では、解決にはなりません。「本来の教育とは」を取り戻していく輪づくりが必要だと改めて感じました。
- 居場所はだれにも必要なもので「銭湯」のように子どもやおとな、障がいのあるなしにかかわらず、フラットにつどえる場ができればと思います。
- 川西市が子どもたちの安心・安全な居場所となるように、力を合わせて活動していきましょう。
- 居場所を増やすことが、子どもから離れた「事業活動」に変ぼうしていきませんよう祈ります。（中略）どんな活動も、形より人が基本と、やはり子どもの身になれるかどうかです。
- 「川西市子どもの人権オンブズパーソン」は、子どものことに関心のある人間にとって大きな希望です。相談活動を通して視えてきたことを整理して報告していただくことで、今の課題が明確になり、取り組むべき方向・内容がはっきりしてきます。
- 全ての市にオンブズができ、子どもたちの声をきいてもらえる場ができればと思います。
- いじめ「対策」が、どうかすると厳罰化に向かってしまう風潮の中で、私たちがどのような立場に立つべきか、改めて教えていただきたいと思います。ホッとする時間でした。
- はじめて参加しました。心が熱くなりました。川西市民ではありませんが、応援します。
- もっともっとフロアーとの対話ができればよかった。

制度･活動に関する問い合わせや取材、視察、交流

全国の行政、議会、団体等やマスコミからの取材・視察等

2014 年次においては、オンブズ制度の創設経緯や仕組み、運営体制、活動内容等に関する全国の行政機関・自治体議員・団体等やマスコミからの問い合わせ、取材、視察が合計 54 件となりました（2013 年次は 113 件）。

マスコミからの問い合わせや取材、テレビ収録が多く寄せられた昨年次と比較すると、合計件数は減少しています。しかし、国の「いじめ防止対策推進法」制定の流れもあり、子どもの人権に関する条例の制定や第三者機関設置の取り組みが全国的に広がっており、とりわけ新たに第三者機関を設置した自治体からは、先行自治体としての川西市の取り組みに強い関心が寄せられています。

表Ⅴ-3　問い合わせ・取材・視察件数（2014 年次）

機関等	件数　（※）	
行政機関	33	(5)
国会議員	0	-
自治体議員	6	(3)
マスコミ	8	(1)
研究者･大学生等	6	(4)
NPO等団体	0	-
市民個人	1	-
合計件数	54	(13)

※（　）内は、オンブズパーソン事務局を直接訪れた視察・取材の件数

「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2014 での交流

地方自治のもと、地域から子ども施策・事業のあり方や、まちづくりの展望を見出すことを目的とした「『地方自治と子ども施策』全国自治体シンポジウム 2014」が、10 月 11 日・12 日に青森県青森市で開催されました。

今年のテーマは『子どもにやさしいまちをめざして―いのち・暮らし・あそび・学び―』で、多くの自治体関係者、研究者、市民、NPO 関係者等が参加し、それぞれの取り組みについて発表、活発な情報・意見交換を行いました。

川西市からは勝井オンブズと村上相談員の 2 名が参加し、「子どもの居場所」分科会では、「子ども参加の居場所づくりと自由な遊びの権利保障」をテーマに、他自治体での取り組みや居場所づくりの現代的課題等について学び、また川西市における子どもの人権擁護・救済活動の経験や実績をふまえながら、フロアーからの発言を行いました。

VI

オンブズパーソンの会議と情報公開

「オンブズパーソン会議」の開催状況

個々の案件に関する「研究協議」の開催状況

情報公開の対応

Ⅵ　オンブズパーソンの会議と情報公開

代表オンブズパーソンは、条例施行規則第 5 条に基づき「オンブズパーソン会議」を招集して、条例運営の重要事項について話し合って決定します。

「重要事項」とは、次に該当する場合です。

① オンブズパーソンの円滑な職務遂行に必要な役割分担に関すること
② 代表オンブズパーソンの職務代理の互選
③ 調査の中止や打ち切りなど、調査の継続が相当でないとする場合
④ 勧告、意見表明等の内容を公表する場合
⑤ 運営状況等を市民に報告し、公表する場合

これらは、いずれもオンブズパーソンが「子どもの最善の利益」を図る第三者機関として、独立性と自律性をもって活動するためのものです。

そのために、オンブズパーソン会議の内容は、個人情報や意思形成過程上の情報を除いて、積極的に公開することが原則となっています。また、この原則は勧告や意見表明等の条例上の対処についても適用されます。

これは、川西市の子どもが置かれている現状や課題をできるだけ広く市民に知ってもらうとともに、「子どもの最善の利益」の実現に努力するためのものです。

「オンブズパーソン会議」の開催状況

オンブズパーソン会議の開催状況　2014 年次（1月～12 月）

会　議	開催期日	議　案　等
第 1 回会議	4 月 17 日	（協議事項） 代表代行オンブズパーソンの互選について （報告事項） 2014 年度 オンブズパーソン事業 当初予算について （議案第 1 号） 子どもの人権オンブズパーソン事務局の事務分掌について （議案第 2 号） 調査相談専門員のうち「専門員」の推薦について
第 2 回会議	12 月 25 日	（報告事項） 2014 年 1 月～11 月の相談受付状況について （議案第 3 号） 案件の処理について （議案第 4 号） 2014 年次の運営状況等の報告及び公表について

2014 年次は、オンブズパーソン会議を前表のとおり 2 回開催しました。
審議された各議案のあらましは、以下のとおりです。

議案第 1 号
相談員の変更等により、2014 年次の事務局事務分掌の詳細を定める必要があるため、意見を求めたところ、原案の表記を一部修正のうえ、全会一致で承認しました。

議案第 2 号
調査相談専門員のうち「専門員」の委嘱任期満了に伴い次期専門員を選任するにあたり、その候補者について市長に対し意見具申する必要があるため、オンブズパーソンの意見を求めたところ、7 名の再任と、精神科医には新たに児童・思春期専門医で桃山学院大学教授の郭 麗月医師を推薦することを、全会一致で決定しました。

議案第 3 号
2014 年自己発意第 1 号案件に係る「意見表明」の公表の内容及び方法について、審議の結果、2014 年次報告書（子どもオンブズ・レポート）に一部を掲載すること、協力いただいた保護者と関係学校に写しを配付すること、市民への公表については、市役所内の市政情報コーナーに配架し、市ホームページで配架している旨を掲載することを、全会一致で決定しました。

議案第 4 号
2014 年次の運営状況等の報告及び公表について、その内容等を明らかにする必要があるため、年次報告書の章立てと編成内容（案）、年次活動報告会のテーマと企画（案）が提案され、協議の結果、いずれも原案のとおり全会一致で決定しました。

個々の案件に関する「研究協議」の開催状況

オンブズパーソン会議とは別に、個々の案件に関してオンブズパーソンと相談員及び専門員等が意見交換し、それぞれの専門分野からケース検討を行う「研究協議」を開催しています。
原則として毎週木曜日の午後、5 時間程度かけて、相談員からの詳細な報告に基づき、全員で課題の整理や意見交換等を行って、最善の対応方策を決めていきます。
またこの日に、オンブズパーソンが、子どもや保護者等の相談者や申立人、市教委・学校等の関係機関と面談・調整を行う機会を設定する場合が多くあります。
なお、研究協議は多くの個人情報を取り扱うため、原則非公開としています。

「研究協議」（ケース会議）の開催状況 2014 年次

1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	合計
4	4	4	4	5	4	5	3	4	5	4	4	50 回

情報公開の対応

情報公開には、公文書公開や個人情報開示があり、市の情報公開条例、個人情報保護条例やオンブズパーソン制度個人情報保護要綱により対応を行っています。

オンブズパーソンについては、条例第 20 条でその運営状況等の報告及び公表を義務づけており、年次報告書（『子どもオンブズ・レポート』）にまとめて、市長に報告するとともに、市民に公表しています。

これにより、子どもを含む市民が運営状況について検証し、オンブズパーソン制度への協力、活用と充実がより一層図られることを期待するものです。

公文書公開関係

2014 年次は、市情報公開条例第 6 条の規定に基づく公文書の公開請求はありませんでした。

オンブズパーソン活動における公文書は、相談記録や調査記録など多くは秘密保持を前提に提供された個人に関する情報であり、原則非公開となります。これを公開するとオンブズパーソンの付属機関等の独立性や自律性が損なわれるとともに、公正な判断が妨げられ、相談者や関係者等との信頼関係も損なわれるからです。

一方、市の関係機関に対して勧告や意見表明をした文書は、「子どもの最善の利益」を図る観点から、必要な情報はオンブズパーソン自らが積極的に公開することが原則です。そのため、個人に関する情報で他の情報と関連づけることにより、特定の個人が識別されるもののうち、一般的に他人に知られたくないと認められる情報を除いて、年次報告書については原則公開を行っています。

個人情報開示関係

2014 年次は、市個人情報保護条例第 21 条に基づく個人情報の開示請求はありませんでした。

相談記録や調査記録は、オンブズパーソンの命を受け、その職務の遂行を補助する相談員によって作成され、相談案件の内容や経緯、対応等が詳細に記録されています。

これは、オンブズパーソンが職務を適正かつ円滑に行い、問題解決を行うために必要とする記録です。その公開については、川西市個人情報保護審査会の答申を尊重しながら、オンブズパーソンの判断により対応しています。

Ⅶ

オンブズパーソンからのメッセージ

いじめ問題と川西市子どもの人権オンブズパーソンの取り組み

浜田　寿美男

素直な驚きと批判的な驚き

井 上　寿 美

いじめ問題と川西市子どもの人権オンブズパーソンの取り組み

代表オンブズパーソン　　浜田　寿美男

川西市子どもの人権オンブズパーソンでも、持ち込まれる相談に「いじめ」にかかわるものが増えている。その背景には、いじめによると思われる自死事件がマスコミで大きく取り上げられ、そうした報道が繰り返されて、親も子も、教師も行政もこれを意識せざるをえない現実がある。そして、この現実を前に、国会でも「いじめ防止対策推進法」が可決・成立し、一昨年の秋、国からの「基本方針」が出され、地方公共団体でも各学校でも同じくその「基本方針」が出されてきた。私自身、こうした動きの渦中に身を置いていながら、じつのところ、その「基本」的な流れに違和感を禁じえないでいる。ここではその違和感のよって来たるところがどこにあるのかを、実際に起こっているいじめ事象の現実とからめて考えてみたい。

被害者の視点をいじめ定義の軸としたことの正当性と問題性

問題の中心は、やはり今日のいじめをどう捉えるのかにある。「いじめ防止対策推進法」では、いじめを定義して、子どもが他の子どもに心理的、物理的な影響を与える行為を加え、対象となった子どもが「心身の苦痛を感じているもの」としている。この定義は、単に行為の外形的な状況からではなく、被害者当人の視点からいじめを捉えたものとして、いまでは一般に定着している。いじめに限らず、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントでも、同様に立場的に弱い被害者の視点に立って問題を捉えるのは、人権の擁護・救済の点から正当なものだと考えられている。もちろん、それはその通りである。しかし、その正当性を認めたうえで、少なくともいじめについては、これだけではすまないもう一つの問題があることを見ておかなければならない。

たとえば、国の基本方針に上げられたいじめの具体例は、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」「仲間はずれ、集団による無視をされる」「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられたりする」といったレベルのものから、「ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする」という非行や犯罪に直結するものまで並列されているのだが、いずれも被害者の視点から受身形で記載されている。そうして被害者が「心身に苦痛を感じる」となれば、それでいじめと認定される。この認定そのものは、もちろんそれで正当なのだが、問題は加害者の側のその加害行為をどう考えるかである。いじめ

の認定をこのように被害者の側の苦痛に集約させて終われば、加害者のいじめ行為は、ただただ被害者に苦痛を与える「悪行」として、言わば非行や犯罪に連なるスペクトラム（区切りのない成層）の一つに落とし込まれてしまう。はたしてそれでいじめという現象を正確に把握できるのか。

発達障害でいう「自閉症スペクトラム」が、典型的な自閉症からボーダー、正常圏まで区切りなく虹のように層を成しているのと同様に、非行や犯罪も軽重こもごもの一種のスペクトラムをなすと見なして、そのスペクトラムの一端にいじめを位置づけるというのが、今日のいじめ論の趨勢となっているように見える。しかし、いじめをこのような非行や犯罪に連なるスペクトラムの下に捉えたのでは、じつは、いじめの実態を捉えそこなってしまう危険がある。じっさい、いじめ防止対策推進法の基本ラインは、いじめという「悪行」を「早期発見」し、発見すれば「通報」して、加害者を摘発して「対処」「指導」し、場合によっては「処罰」を加え、必要ならば警察の関与も求める。また、未然防止のためには「道徳教育」を強化して規範意識を育てなければならないという話にもなる。それはまさにいじめの犯罪－処罰－矯正モデルである。たしかにそのようなモデルに当てはまるいじめ事例も現実に存在する。しかし、はたしてこのモデルで多くのいじめを理解できるだろうか。

現実のいじめにおける加害者の複数性の問題

いじめは、その被害者性に焦点を当てれば、それとして明確に定義できる。しかし一方で、その加害者性をどういうかたちで特定できるのかと考えると、それは犯罪の場合のように容易ではない。現に、これまでもよく言われてきたように、あるとき加害者だった子どもが次には被害者になっていたり、その逆だったりで、加害－被害がしばしば反転する。あるいは表向き乱暴で、はでに騒いで他の子どもを攻撃しているように見えている子どもの背後で、巧妙にその子を刺激し、いたぶっている陰湿なグループがいたりする。ところが、教師にはそれが見えず、一見乱暴な子のみをいじめの加害者として取り上げ、指導の対象にして、逆にこじれるような例もある。その一事を見ただけでも、いじめを加害者性の明確な犯罪モデルで捉えたのでは、かえって事の本質を見えにくくしてしまう現実があることに気づく。

たしかに、いじめ防止の対策を立てようとすれば、まず何がいじめかを明確にしなければならない。そこで被害者の痛みに思いを寄せ、まずはいじめの存在を知る。そこまではそれでよい。しかし、そのいじめがどのようなものであるのかについては、単純な犯罪モデルで理解できない。重要な点は、いじめのほとんどが、被害者一人に対して加害者が複数だという点である。この加害者の複数性という構図をどう捉えるかで、いじめ理解は大きく変わる。（ここで断っておかなければならないが、いわゆる犯罪事件でも複数の加害者が関与する共犯事件や集団事件があって、そこにはこれから述べるようないじめと同様の心的構図が働いている。1998 年から 2011 年にかけて尼崎を中心に、疑似家族集団を形成して次々と被害者を死に追い込んだ尼崎事件など

は、深刻ないじめの大人版と言ってよい)。

もちろん、圧倒的に強い加害者が一人で弱い被害者を攻めるようないじめもありうるが、それもまったくの 1 対 1 の関係で起こることは、原則的にないと言ってよい。その周囲にはやし立てる観衆がいたり、傍観者がいたりしなければ、いじめにならないのが常である。もし完全に 1 対 1 で、しかもそれが喧嘩でなくいじめであるとすれば、加害者は相手からなんら反撃されることなく(反撃があれば喧嘩になる)、自分の一撃一撃が相手にどのような苦痛をもたらしたかを、そのつど目の前で見ることになる。そのように無抵抗な相手に向けて一方的に攻撃し続けることは、ふつうにはできない。それは縄張り争いをする動物の雄どうし、相手が屈服して自分の急所をさらせば、もうそれ以上攻撃をできないのと同じである。そういうメカニズムが人間にも仕組まれている。したがって純粋に 1 対 1 のいじめというのは、ほとんど成り立ちえないものと言ってよい。

ところが、加害者が複数となって、集団でいじめるとき、まったく別の心的力動が働く。加害集団のなかで一人のメンバーが一撃を加える。その一撃が、被害者に直接苦痛を与える。それは同時に、他の加害者メンバーに対する自己の優越や集団の結束の効果をもたらす。そして、そのときいじめ加害者の意識を大きく占めるのは、被害者が味わっている苦痛よりも、むしろそれが及ぼす仲間への効果なのである。

その一撃は直接的な暴力でなくても、からかい笑うだけで十分である。いや、笑いの方が自分の攻撃行動に罪責感を感じないですむ。じっさい、いじめの場にはしばしば笑いが起こる。笑われている被害者も、苦痛を表に出せば自分が敗者であることを認めるようなもので、だからその苦痛を押し殺して、自らも笑う。そして、その笑いのゆえに、加害者たちは相手の内の苦痛を見ることなく、むしろ自分たちの笑い(攻撃)が集団を盛り上げたことを喜び、さらに笑いを増幅させる。そうして笑いに盛り上がるその場の状況を遠くから眺めた第三者には、仲間どうしがふざけあっているかのように見えて、そこに進行しているいじめが見えない。いや、その場の当事者たちもまた、その笑いのゆえに、それをいじめと思わないことが少なくない。しかし、一方的に笑われた被害者は、その場は苦笑いでなんとかやりすごしても、その背後にある屈辱感を確実に蓄積させていく。

図地分節という心理学の用語を使っていえば、いじめで盛り上がる場において図(前景)に立つのは笑いであり、被害者の苦痛はその図(前景)を成り立たせている地(背景)でしかない。しかし被害者当人にとっては、押し殺した苦痛が図(前景)であって、ただその場では無理してそれを地(背景)に沈めようとしているにすぎない。それが臨界点を越えたときには、ルビンの盃のように図地反転して、耐え難い苦痛・苦悩として爆発し、ときに自死にいたる。こうしたいじめの場の構図を知っていれば、それが犯罪－処罰－矯正モデルで対応できるものでないことは明らかであろうし、これを知っておかなければ、そもそもその防止策もお門違いのものになってしまう。

規範意識の向上でいじめはなくなるのか

たとえば、国の基本方針ではいじめの防止のために「児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である」という。言葉のうえでは、このように綺麗ごとを並べることもできるのだが、現実のいじめ場面で、ここに言うような「豊かな情操や道徳心」が歯止めになるかどうか。もちろん、これもまた言葉のうえで、いじめられている当の友達から「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われ」、「仲間はずれ、集団による無視をされ」て苦しんでいることを聞かされれば、誰だって、「それはいじめだ」「よくないことだ」と言って、「なんとか止めるべきだ」「先生に言うべきだ」という回答を言葉で返すだろうし、自分は「そんなことはしない」と言うだろう。いじめがよくないことだということは、試験問題の○×レベルなら、誰も間違ったりはしない。しかし、現実の子ども集団のなかで、いじめを文字通り被害者の痛みとして捉えて、それに対処することがどれほど難しいことか。先のいじめの構図を念頭に、そのことを真剣に考えるのでなければ、言葉のうえの道徳は空しい。

あるいは、同じく国の基本方針で「いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である」というのも、また「全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である」というのも、じつのところは、言葉のうえの話で終わってしまいがちである。学ぶことが自分たちの生活に生かされている実感をもてず、ただ成績評価としてしか量られないなかで、多くの子どもたちがむしろ学ぶことに傷ついている現実があって、学ぶことの意味を実感できていない。そのなかでストレスを貯めていく子どもたちが少なくないのは当然で、それに対して「ストレスに適切に対処できる力」を説いたとしても、結局、それは現状に甘んじて「耐える」ということでしかない。そうだとすれば、それ自体が子どもたちには苦痛である。この構造的に仕組まれてしまった苦痛を何とかする発想をもたないかぎり、その対策がいじめ被害者の苦痛にまで届くことはない。はたして「自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくり」がいまの現状のままでほんとうに可能なのかどうか。その点を真摯に検討することがまず必要であろう。

いじめを生み出す構造上の問題

いじめに対して早期発見、摘発、指導、処罰で対応し、個々の子どもたちの道徳意識・規範意識の向上によってこれを防止しようという話は、その背後にある社会構造上の問題を押さえることなしに、現実的な効果をもちえない。もちろん、そうは言っても、私たちのもとに相談が持ち込まれたときには、個々の事案に応じて現実的な対応を迫られる。子どもたちのなかに入って、子どもたちの側から問題を解決する方向を模索もすることもあれば、子どもたちから聞き取った話によって親と話し合い、学

校と話し合い、人間関係の調整に努めたりもする。しかし、そのなかで教師たちの側には、いじめの問題を、結局はいじめたとされる加害者の個人的特性にして、その指導・矯正をめざしたり、あるいは「あの子には何かがある」などと、まるで犯罪傾向が当人のなかに生来的にあるかのごとく言って、排除にかかろうとする勢力が少なからずあって、問題の根深さに慨嘆することも少なくない。その意味で、やはり「いじめとは何か」についての根本的な議論がいまなお必要だし、その背後にある構造上の問題を現場といかに共有するかが必要だと痛感している。

いじめが起こる構造的要因として、一つには、上に述べてきたいじめの集団性とそこでの図地の構造性があるのだが、それにくわえて、当の集団の閉鎖性、同じくその集団の同質性を指摘しておかなければならない。

いじめ発生の基本的条件の一つは集団の閉鎖性である。じっさい、いじめの被害者がそこで味わう苦痛を逃れるもっとも手っ取り早い方法は、その場から逃れること。その場から自由に逃れることができれば、いじめの苦痛を継続的に味わい続けることはない。しかし、学校という場では、それぞれの子どもたちが学級という集団を与えられ、強いられていて、そこから自由に離れることができない。そうした閉じた集団を開いて、自由に自分の属する集団を選ぶことができるような体制を作ることができれば、根深いいじめは起こらないはずだが、そういう方向性は、いまのところ模索すらされておらず、現実には、自ら望まない転校や不登校のかたちでしか、この閉鎖性から抜け出せない。長く学校の歴史のなかで作られてきた学級単位の集団の閉鎖性をなんとか打破する手立てがないものかどうか。これも一つの課題である。

あるいは、この集団の閉鎖性と連動して問題になるのが、集団の同質性である。いまの学校集団は同年齢で一年ごとに区切られている。この同質集団において学習や学級活動、課外活動、あるいはさまざまな学校行事が行われ、そのなかで個々の子どもがそれぞれに自らの学力・体力を向上させ、社会性を高めることを期待されている。この並び合う同質集団では、群れ集い、ともに楽しみ、たがいに競い合う場面はおのずと生まれるが、決定的に欠けるのは「守り－守られる」関係である。かつて子どもの社会に自生した異年齢集団は、いまや日本のどの地域からも消えて、民俗学の世界に閉じ込められている。学校で異年齢の取り組みが行われているところもあるが、ほとんどが行事的になされているだけで、およそ日常的ではない。学校は古くから同年齢の輪切りで学級・学年集団が組まれ、それを前提にさまざまな活動がそこに組み込まれてきた。それでも、まだ地域共同体が生きていたころには、学校はそのような同年齢の同質集団であっても、地域のなかに異年齢・異世代の体験がごく自然に与えられていたのだが、その地域共同体がほとんど崩壊したいまは、子どもたちにとって異年齢・異世代の体験そのものが非日常の稀有のものとなってしまっている。

人間の育ちの自然は、ほんらい、年少者が年長者から守られ、慈しまれ、年長者がより弱い年少者に手を貸し、守るという関係の連鎖を予定していた。しかし、いまではそのような連鎖が完全に断たれている。この「守る－守られる」経験は人の育ちに

とって必須のものであり、これが日常的にあれば、子どもたちの生活感覚は確実に変化するはずなのだが、いまの子どもたちは、同年齢で輪切りされた学級・学年集団で、群れるか競うかの関係を強いられて、さまざまの年齢、さまざまの世代、あるいはさまざまのハンディをもった人たちとの、人間どうしの共同性の質が保障されていない。そうした目で見たとき、いじめの現象が群れ集い、競い合う同年齢の閉鎖集団で起こることの意味が、またあらたな観点から見えてくる。私たちはいま少しこのことを深刻に再考してみる必要がある。

いじめ防止の対症療法的対策を越えるために

以上の指摘は、おおかたの人々には、あまりに根本的すぎて、現実味に欠けているように見えるかもしれない。しかし、こうした根本的な捉え返しなしには、現実のいじめ事案に対しても、的確な対処の方向性を見出すことができない。

川西市でも三年前に高校生が自死するという事件が起こり、オンブズパーソンは保護者から申立てを受けて、調査に踏み切り、最終的に「いじめを含む学校内での全体的な人間関係が自殺の原因となった可能性は極めて高い」との判断を示して、関係機関に結果通知を行い、これを一般にも公表した。子どもが自殺していじめが背景に疑われると、すぐに、いじめがその原因だったかどうかが問題にされ、いじめが原因だとなれば、そのいじめ加害者の責任が問われることになる。それはもちろん必要なことではある。しかし、私たちがこの事案の結果通知で示した判断は、それにとどまってはならないことを示唆するものでもあった。こうした不幸をきっかけに、表面に現れたいじめ行為そのものに加えて、その背後の構造上の問題をこそあらためて取り出して見つめることが、私たちには求められている。この事件で自死した高校生は「周囲から孤立しているなかでいじめを受けていただけでなく、学校において学ぶことの意味を見出せず、学校以外の場で豊かな人間関係を取り結ぶ機会も得られないまま、希望の見えない厳しい状況を生きてきた」のである。こうした認識のもとに、私たちは市長及び市教育長に向けて、その背後の構造上の問題を解くための手立てを提言した。もちろんこの「提言」がただちに実を結ぶ見込みがあるわけでない。しかし、オンブズパーソンのやるべき仕事が、目の前の事案の直接的な解決にとどまらず、その背後の問題をも見据えたものでなければならないことだけは、はっきりと自覚しておかなければならないものと思っている。

※ 本稿は、子どもの権利条約総合研究所編『子どもの権利研究』第 25 号、日本評論社からの転載である。なお本文の末尾で触れた「提言」については、2013 年次報告書『子どもオンブズ・レポート 2013』を参照されたい。

（はまだ・すみお／奈良女子大学名誉教授）

素直な驚きと批判的な驚き

オンブズパーソン　　井上　寿美

暮らしの「あたり前」を身につけられなかった子ども

児童養護施設で働いている保育士の翼さん（仮名）から伺った話です。児童養護施設とは「保護者のいない児童（乳児を除く。以下略）虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする」（児童福祉法第 41 条）施設です。現在では、7～8 割*の子どもが親による虐待が原因で入所しているため、親のいる子どもがほとんどです。

保育士の翼さんは、日常生活の１コマ１コマで、子どもから「なんで？」と聞かれることが多いと言います。入所してきたばかりのさくらさん（仮名）にお風呂に入ろうと誘いかけると、「なんで毎日、お風呂に入るの？」。下着をとりかえるようにうながすと、「なんで毎日、着替えるの？」といった具合です。親から虐待を受けていた、さくらさんにしてみれば、毎日、ご飯を食べることも、お風呂に入ることも、下着をとりかえることも、家では「あたり前」のことではなかったのでしょう。

みずほさん（仮名）は、明日も明後日も、必ずご飯が食べられることが嬉しくて、食堂に貼りだされた食事の献立表を、何度も何度も見に行くそうです。のぞみさん（仮名）は、いつ追い出されても、当面、生き延びることができるだけのお金をビニール袋に入れてお風呂に持って入るそうです。いまご飯を食べたら次はいつ食べられるのだろうか？　明日もあたたかな布団で眠ることができるのだろうか？　暮らしの安全・安心が保障されず、不安でいっぱいの日々を過ごしてきた子どもの姿が見えてきます。

保育士の翼さんは、このような子どもと一緒にお風呂に入ると、体の洗い方やシャンプーの仕方について１つ１つ教えるそうです。私たちが日々、あたり前のようにおこなっている、顔を洗う、歯を磨く、排泄後にトイレットペーパーで拭くというような行為も、「あたり前」の生活を身近なおとなと一緒にすることをとおして身に付けたものであるとあらためて気がつきます。

---

* 厚生労働省が公表した（2015 年 1 月 16 日）「児童養護施設入所児童等調査結果」では、被虐待経験のある子どもは 59.5%となっています。しかし施設関係者によれば、施設に来て数カ月が経ち、その場所が安心できると認識できるようになって初めて、被虐待経験について語り始める子どもも多く、実際にはこの数字を上回ること、また、都市部ほど被虐待経験のある子どもの割合が高まることが指摘されています。

人の生に対する謙虚さに欠ける姿勢から生じる批判的な驚き

保育士の翼さんの話に、みなさんはどのような思いを抱かれたでしょうか。幼い頃の自分がフラッシュバックされ、激しい動悸にみまわれた方がおられるかもしれません（つらいことを思い出させてごめんなさい）。いまの自分の姿だ、あるいはまた、自分の周りにもこのような子どもがいると叫びたくなった方がおられるかもしれません。

また、初めて虐待を受けている子どもの実態を知り、驚かれた方もおられるでしょう。児童養護施設での子どもの暮らしに、これまであまり触れることがなければ、驚かれるのも当然でしょう。しかし驚きには、素直なものと批判的なものの２種類があるように思います。たとえば、虐待されている子どもの姿については、「毎日、ご飯を食べることやお風呂に入ること、下着をとりかえることが、家で『あたり前』におこなうことのできない子どもがいるんだ」というように素直な驚きが示されます。しかし、子どもを虐待している親の姿については、「自分の子どもなのに、そのような酷い目にあわせるとはどういうことだ、親心というものはないのか」というように、批判的な驚きが示される傾向はないでしょうか。

素直な驚きは、もし自分が「あたり前」の暮らしができない子どもだったら、というように、子どもの立場に思いを寄せ、「このような子どもは毎日がどれほどつらいだろう」と、子どもへの共感的な思いにつながっていくでしょう。しかし、批判的な驚きは、「いったい何がこの親を子ども虐待に至らしめたのだろう」というような、親への共感的な思いを遠ざけ、親とつながることを難しくさせるように思います。

深刻な虐待とまでは至りませんが、オンブズパーソンでも、家庭内におけるおとなの子どもへの関わりで、子どもの最善の利益が損なわれているのではないかと危惧される案件と出会う時があります。たとえば、子どもを甘やかしすぎていたり、子どもに厳しすぎたり、あるいはまた子どもに対して親密でありすぎたり、疎遠でありすぎたりするような関係がみられる場合です。そして時には、あまりにも子どもの気もちが置き去りにされている、おとなの言動に驚くことがあります。そのような時こそ、その驚きがどのようなものであったのか、必ず自らに問うようにしています。「なぜ、子どもがどうして欲しいと思っているのかわからないのだろう」、「なぜ、これぐらいのことでそんなに怒ってしまうのだろう」という時の「なぜ」が、その理由を知りたいという素直な気もちから発せられる「なぜ」であったのか、そこに反語的な意味合いが込められてはいなかったのかということです。つまり、その驚きは、批判的なそれではなかったのか、共感的な思いを失ってはいなかったのか、ということです。

子どもの最善の利益が損なわれるような関わりをしているおとなであっても、その関わりは、その人ならではの歴史の集積だと思います。人は誰にでもその人固有の過去があり、人は誰もがその過去につながる現在を生きているのです。この事実を前にすれば、子どもの最善の利益が損なわれる関わりという行為自体に OK を出すことはできませんが、その人の生には謙虚にならざるを得ません。子どもを虐待してしまっ

た人の生に謙虚になるということは、その人が子どもを虐待していることを肯定するのとはまったく次元の異なる話なのです。

オンブズパーソンとしての経験のなかで、批判的な驚きは、人の生に対する謙虚さに欠ける姿勢から生じてくるのではないかと感じるようになりました。それゆえ、おとなの子どもへの関わりに驚き、「なぜ」という言葉が脳裏をよぎったとき、もしその言葉に少しでも反語的な意味合いがこめられていたのであれば、自らが思いこんでいる親のありようをモノサシとして評価してしまったこと、そしてその人の生に対する謙虚さに欠けていたことを自戒しなければならないと思っています。

人と人をつなぐ素直な驚き

保育士の翼さんの話に戻りたいと思います。みずほさんが児童養護施設でおこなわれるバレーボール大会の練習で捻挫をしたときのことです。みずほさんの親は、施設の担当保育士である翼さんに対し、子どもにケガをさせたことが許せないと、深夜、長時間にわたり攻撃的な電話をかけてきたそうです。就職したばかりの頃であれば、翼さんは、このような親の態度に対する批判的な驚きと恐怖心から、仕事をやめてしまいたくなるぐらいに落ち込んだに違いありません。しかし、児童養護施設の保育士としての経験を積んできた翼さんは、みずほさんの親の攻撃は、子どもが捻挫したという出来事がきっかけではあるものの、そのことだけに起因するものではないと気がつきました。みずほさんの親が生きてきた、これまでの歴史の集積が、自分への攻撃となって表れていると思えたらしいのです。このような思いで話を聞いていると、いつしかみずほさんの親の気もちも落ち着きを見せ始めたそうです。

児童養護施設で暮らす、みずほさんやさくらさん、のぞみさんのように虐待を受けてきた子どもは、自分の失敗や至らなさを他人の責任にすることが多いと言います。バレーボールやトランプで負けると、「相手が強すぎた」、「△△さんのせいだ」というように責任転嫁するそうです。そもそも、自分が悪いことをしたわけではなく、むしろ自分は虐待の被害者であるのに、住み慣れた家、通い慣れた学校、仲の良かった友だち、すべてがおとなのせいで奪われてしまったのですから、このような思いを抱くのも仕方がないのかもしれません。深夜に攻撃的な電話をかけてきた、みずほさんの親の姿も、どこかこのような子どもの姿につながるところがあると感じます。みずほさんの親も、身近なおとなから暮らしの安全・安心が保障されず、信頼できる他者にもめぐりあえないまま、おとなになってしまったということでしょう。

西原理恵子さんの『パーマネント野ばら』（新潮社、2006 年）の中に、山奥でゴミを集めて暮らしている老夫婦に、放っておけないと関わる、村で唯一のパーマ屋である「お母ちゃん」の話があります。「お母ちゃんはね　あのゴミ夫婦うらやましいんよ　好きな人とお気に入りのもんにかこまれて」というセリフ。「すっぱくてしめった納豆みたいな小屋」の暮らしに対して、わたしたちは批判的な驚きを示しがちですが、

老夫婦に共感的であるからこそ、そのような暮らしに素直に驚き、「好きな人とお気に入りのもんにかこまれて」と言えるのかもしれません。お母ちゃんが、納豆みたいな小屋の前の原っぱで老婆の散髪をしている１コマは、素直な驚きが人と人をつなぐことを感じさせてくれます。

子どもは誰にでもその子ども固有の過去があり、子どもは誰もがその過去につながる現在を生きています。そしてその現在が、どの子どもにとっても未来に開かれたものであるために、自分の中に湧きあがった驚きがどのような驚きであったのかを振り返りながら、子どもや子どもの周りにいる人と共感的につながっていきたいと思います。

（いのうえ・ひさみ／関西福祉大学准教授）

参　　考

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例

2014年次･川西市子どもの人権オンブズパーソン名簿

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例

平成10（1998)年12月22日
川西市条例 第 24 号

目　次

第1章　総則（第1条－第3条）
第2章　オンブズパーソンの設置等(第4条－第9条)
第3章　救済の申立て及び処理等(第5条－第18条)
第4章　補則(第19条－第22条)
付　則

第1章　総　則

（目的）

第1条　この条例は、すべての子どもが人間として尊ばれる社会を実現することが子どもに対するおとなの責務であるとの自覚にたち、かつ、次代を担う子どもの人権の尊重は社会の発展に不可欠な要件であることを深く認識し、本市における児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の積極的な普及に努めるとともに、川西市子どもの人権オンブズパーソン（以下「オンブズパーソン」という。）を設置し、もって一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的とする。

（子どもの人権の尊重）

第2条　すべての子どもは、権利行使の主体者として尊重され、いかなる差別もなく子どもの権利条約に基づく権利及び自由を保障される。

2　本市及び市民は、子どもの権利条約に基づき、子どもに係るすべての活動において子どもの最善の利益を主として考慮し、子どもの人権が正当に擁護されるよう不断に努めなければならない。

3　本市は、子どもの権利条約に基づき、子どもの教育についての権利及び教育の目的を深く認識し、すべての人の基本的人権と自由を尊重して自己の権利を正当に行使することができる子どもの育成を促進するとともに、子どもの人権の侵害に対しては、適切かつ具体的な救済に努めるものとする。

（定義）

第3条　この条例において「子ども」とは、子どもの権利条約第1条本文に規定する18歳未満のすべての者及び規則で定める者をいう。

2　この条例において「子どもの人権案件」とは、本市内に在住、在学又は在勤する子どもの人権に係る事項（以下「本市内の子どもの人権に係る事項」という。）のうち、本市内に在住、在学又は在勤する子ども又はおとな（以下「本市内の子ども又はおとな」という。）から擁護及び救済の申立てを受けてオンブズパーソンが調査し、処理する案件並びにオンブズパーソンが自己の発意により擁護及び救済が必要と判断して調査し、処理する案件をいう。

3　この条例において「市の機関」とは、市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき本市に置かれる機関（議会を除く。）若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令により独立に権限を行使することを認められたものをいう。

第2章　オンブズパーソンの設置等

（オンブズパーソンの設置）

第4条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく市長の付属機関として、オンブズパーソンを置く。

（オンブズパーソンの組織等）

第5条　オンブズパーソンの定数は、3人以上5人以下とする。

2　オンブズパーソンのうち1人を代表オンブズパーソンとし、オンブズパーソンの互選によりこれを定める。

3　オンブズパーソンは、人格が高潔で、社会的信望が厚く、子どもの人権問題に関し優れた識見を有する者で、次条に規定するオンブズパーソンの職務の遂行について利害関係を有しないもののうちから、市長が委嘱する。

4　オンブズパーソンの任期は、2年とする。

5　オンブズパーソンは、再任されることができる。ただし、連続して6年を超えて再任されることはできない。

6　市長は、オンブズパーソンが心身の故障のため職務の遂行ができないと認められる場合又は職務上の義務違反その他オンブズパーソンとして明らかにふさわしくない行為があると認められる場合を除いては、そのオンブズパーソンを解職することができない。

（オンブズパーソンの職務）

第6条　オンブズパーソンは、次に掲げる事項を所掌し、子どもの人権案件の解決に当たる。

(1) 子どもの人権侵害の救済に関すること。

(2) 子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、子どもの人権の擁護の

ため必要な制度の改善等の提言に関すること。

（オンブズパーソンの責務）

第７条　オンブズパーソンは、子どもの利益の擁護者及び代弁者として、並びに公的良心の喚起者として、本市内の子どもの人権に係る事項についての相談に応じ、又は子どもの人権案件を調査し、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

2　オンブズパーソンは、その職務の遂行に当たっては、関係する市の機関との連携を図り、相互の職務の円滑な遂行に努めなければならない。

3　オンブズパーソンは、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

4　オンブズパーソンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（市の機関の責務）

第８条　市の機関は、オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重し、積極的に協力、援助しなければならない。

（兼職等の禁止）

第９条　オンブズパーソンは、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2　オンブズパーソンは、本市に対し請負をする企業その他これに準ずる団体の役員又はオンブズパーソンの職務の遂行について利害関係を有する職業等と兼ねることができない。

第３章　救済の申立て及び処理等

（救済の申立て等）

第１０条　子ども及びおとなは、何人も本市内の子どもの人権に係る事項についてオンブズパーソンに相談することができる。

2　本市内の子ども又はおとなは、個人の資格において、本市内の子どもの人権に係る事項について、オンブズパーソンに擁護及び救済を申し立てることができる。

3　前項の申立ては、口頭又は文書ですることができる。

4　第 2 項の申立ては、代理人によってすることができる。

（調査等）

第１１条　オンブズパーソンは、前条第２項の申立てを審査し、当該申立てが本市内の子ども又はおとなから行われ、その内容が本市内の子どもの人権に係る事項であって、かつ、第 6 条各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該申立てに係る調査を実施することができる。

2　オンブズパーソンは、前条第 2 項の申立てが擁護及び救済に係る子ども又はその保護者以外の者から行われた場合においては、当該子ども又は保護者の同意を得て調査しなければならない。ただし、当該子どもが置かれている状況等を考慮し、オンブズパーソンが特別の必要があると認めるときは、この限りでない。

3　オンブズパーソンは、本市内の子どもの人権に係る事項についての相談又は匿名の擁護及び救済の申立てその他の独自に入手した情報等が第 6 条各号のいずれかに関するものであると認める場合は、当該情報等に係る調査を自己の発意により実施することができる。

4　オンブズパーソンは、前条第 2 項の申立て又は独自に入手した情報等の内容が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該申立てに係る調査又は当該情報等に係る調査を実施することができない。

(1)重大な虚偽があることが明らかである場合

(2)オンブズパーソンの身分に関する事項である場合

(3)議会の権限に属する事項である場合

(4)前 3 号に掲げるもののほか、調査の実施が相当でないことが明らかである場合

5　オンブズパーソンは、第 1 項又は第 3 項の調査を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、当該調査を中止し、又は打ち切ることができる

（調査の方法）

第１２条　オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、関係する市の機関に説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求めることができる。

2　オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、市民等に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

3　オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、専門的又は技術的な事項について、専門的機関に対し調査、鑑定、分析等の依頼をすることができる。この場合において、オンブズパーソンは、依頼した事項の秘密の保持に必要な措置を講じなければならない。

（申立人への通知）

第１３条　オンブズパーソンは、第 11 条第 1 項に規定する審査の結果について、これを速やかに第 10 条第 2 項の申立てをした者（以下「申立人」という。）に通知しなければならない。

2　オンブズパーソンは、第 10 条第 2 項の申立てについて、第 11 条第 1 項の規定により実施した調査を中止し、又は打ち切るときは、その旨を当該申立人に通知しなければならない。

3　オンブズパーソンは、第 10 条第 2 項の申立てを受け、

第11条第1項の規定により調査を実施した子どもの人権案件について、これを第15条から第18条までの規定により処理したときは、その概要を当該申立人に通知しなければならない。

4　前3項に規定する通知は、当該申立人にとって最も適切な方法により行うものとする。

（市の機関への通知）

第１４条　オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査を開始するときは、関係する市の機関に対し、その旨を通知するものとする。

2　オンブズパーソンは、第11条第5項の規定により、子どもの人権案件の調査を中止し、又は打ち切ったときは、前項の規定により通知した関係する市の機関に対し、その旨を通知するものとする。

3　オンブズパーソンは、次条から第18条までの規定による子どもの人権案件の処理を行ったときは、その概要を必要と認める市の機関に通知するものとする。

（勧告、意見表明等）

第１５条　オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、擁護及び救済の必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告し、又は是正等申入れ書を提出することができる。

2　オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、制度の見直しの必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、当該制度の見直し等を図るよう意見表明し、又は改善等申入れ書を提出することができる。

3　前2項の規定により勧告、意見表明等を受けた市の機関は、これを尊重しなければならない。

（是正等の要望及び結果通知）

第１６条　オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、必要があると認めるときは、市民等に対し、是正等の要望を行うことができる。

2　オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、前条に規定する勧告、意見表明等又は前項に規定する是正等の要望の必要がないと認める場合においても、第13条の規定による申立人への通知のほかに、関係機関及び関係人に対し、判断所見を付した調査結果を文書で通知することができる。

（報　告）

第１７条　オンブズパーソンは、第15条に規定する勧告、意見表明等を行ったときは、当該勧告、意見表明等を行った市の機関に対し、是正等の措置等について報告を求めることができる。

2　前項の規定により報告を求められた市の機関は、第15条第1項に規定する勧告等に係る報告については当該報告を求められた日から40日以内に、同条第2項に規定する意見表明等に係る報告については当該報告を求められた日から60日以内に、オンブズパーソンに対し是正等の措置等について報告するものとする。

3　市の機関は、前項に規定する報告を行う場合において、是正等の措置等を講ずることができないときは、オンブズパーソンに対し、理由を示さなければならない。

（公表）

第１８条　オンブズパーソンは、その総意において必要があると認めるときは、第15条に規定する勧告、意見表明等の内容を、公表することができるものとする。

2　オンブズパーソンは、その総意において必要があると認めるときは、前条第2項の報告及び同条第3項の理由を、公表することができるものとする。

3　オンブズパーソンは、前2項に規定する公表を行う場合においては、個人情報の保護について最大限の配慮をしなければならない。

第4章　補　則

（事務局等）

第１９条　オンブズパーソンに関する事務を処理するため、事務局を置く。

2　オンブズパーソンの命を受け、その職務の遂行を補助するため、調査相談専門員を置く。

（運営状況等の報告及び公表）

第２０条　オンブズパーソンは、毎年、この条例の運営状況等について、市長に文書で報告するとともに、これを公表するものとする。

（子ども及び市民への広報等）

第２１条　市の機関は、子ども及び市民にこの条例の趣旨及び内容を広く知らせるとともに、子どもがオンブズパーソンへの相談並びに擁護及び救済の申立てを容易に行うことができるため必要な施策の推進に努めるものとする。

（委任）

第２２条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付　則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成11年3月規則第8号で、同11年3月23日から施行。ただし、同条例第3章の規定は、平成11年6月1日から施行）

2014年次・川西市子どもの人権オンブズパーソン名簿

2014年12月1日現在

職　名	氏　名	職業等
オンブズパーソン （代表オンブズパーソン）	浜田　寿美男	奈良女子大学名誉教授
オンブズパーソン （代表代行オンブズパーソン）	井上　寿美	関西福祉大学准教授
オンブズパーソン	勝井　映子	弁護士（大阪弁護士会）
調査相談専門員（チーフ相談員）	渡邊　充佳	市嘱託職員
調査相談専門員（相談員）	村上　裕子	市嘱託職員
同	平野　裕子	市嘱託職員
同	船越　愛絵	市嘱託職員
調査相談専門員（専門員）	生田　収	元市立中学校長・市教委部長
同	田中　文子	(公社)子ども情報研究センター理事
同	田中　俊英	(一社)officeドーナツトーク代表
同	羽下　大信	兵庫県臨床心理士会会長
同	桜井　智恵子	大阪大谷大学教授
同	宮島　繁成	弁護士（大阪弁護士会）
同	郭　麗月	精神科医／桃山学院大学教授

※このロゴマークは、「トライやる・ウィーク」においてオンブズパーソン事務局で体験活動した中学生が描いてくれたものです。

子どもオンブズ･レポート 2014

2015（平成 27）年 3 月発行

発行：川西市子どもの人権オンブズパーソン事務局
（川西市市民生活部 人権推進室 人権推進課 内）

〒666-8501　川西市中央町 12-1　TEL 072-740-1235　FAX 072-740-1233
相談専用　ﾌﾘｰﾀﾞｲﾔﾙ：0120-197-505
http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/shimin/jinken/kdm_onbs/
E-mail：kwex0002@ml.city.kawanishi.hyogo.jp